



感動のそばに、いつも。



海外旅行 の しおり



このたびはJTBをご利用いただき
誠にありがとうございます



ご旅行について大切なことが書いてありますので、
必ずご確認の上ご出発ください

目次

旅をお楽しみいただくために

- ・パスポート(旅券)に関する注意
 - 日本国籍のお客様の観光目的における査証(ビザ)・渡航認証要否／旅券残存
- ・査証(ビザ)・渡航認証の必要な国・地域へ渡航されるお客様へ
- ・訪問国の持込・持出制限について
- ・その他のご案内
- ・米国(アメリカ・ハワイ等)へ渡航されるお客様へ
 - 米国査証免除のための条件・ESTAのご案内
 - ESTA申請ガイドライン
- ・グアム・北マリアナ諸島連邦(サイパン・テニアン・ロタ等)へ渡航されるお客様へ
- ・米国本土・ハワイ・グアム・サイパン離発着航空機、及び米系航空会社をご利用のお客様へ
- ・カナダへ渡航されるお客様へ
- ・韓国へ渡航されるお客様へ
- ・オーストラリアへ渡航されるお客様へ
- ・ニュージーランドへ渡航されるお客様へ
- ・スリランカへ渡航されるお客様へ
- ・イギリスへ渡航されるお客様へ
- ・外務省海外安全情報について
- ・その他 安全・衛生に関する大切な情報について(お客様ご自身でご確認ください)
 - 海外安全情報について
 - たびレジの登録について
 - 海外安全アプリのご利用について
 - 医療・健康・感染症・衛生関連情報について
 - トラベルクリニックについて
 - 植物検疫情報について
 - 動物検疫情報(家畜等の病気の日本への侵入を防止するための検疫)について

旅をより快適にお過ごしいただくために

JTB世界のおみやげ宅配システム

JTB旅カード

JTBの外貨両替

JTB海外旅行保険

レンタルWIFI

持ち物チェックリスト

旅をお楽しみいただくために

旅をお楽しみ
いただくための
大切なご案内です。
必ずご確認
ください。



重 要

旅券(パスポート)記載のお名前(ローマ字”つづり”)にご注意)、性別でお申込みください。
一字でも相違がありますと航空機等にご搭乗いただけません。

渡航先により、旅券(パスポート)の残存有効期間や未使用査証欄ページが一定以上残っていることを入国の条件としています。

主要国における査証(ビザ)・渡航認証要否/旅券残存一覧

注意

- ・1週間前後の観光旅行で、日本国籍のお客様が渡航される場合の査証・渡航認証要否・旅券残存です。観光以外の目的、滞在期間によっては、査証・渡航認証が必要となる場合がありますので、必ずご確認ください。
- ・旅券残存は入国時の要件を記載しておりますので、査証申請時の要件はお客様ご自身でご確認ください。
- ・入国要件として、航空券や海外旅行保険、滞在中の費用を証明するもの等の書類が必要な国があります。入出国時や滞在中に関係当局係官より提示を求められる場合があります。
- ・ヨーロッパ等複数国を周遊する場合、全訪問国の要件を満たす必要があります。
- ・最終的な入国可否については、入国審査官によって決定されます。ビザ免除の条件を満たしていても、入国審査官の判断により入国拒否される場合があります。
- ・ビザ要否に関する情報は、将来に渡りその内容を保証するものではありません。
- ・未成年の場合は、国により追加書類・条件が設定されている場合があります。
- ・外国籍のお客様は、査証・渡航認証の要否と旅券残存の渡航要件は、ご自身でお確かめ下さい。
- ・税関申告書は「要」の場合は免税範囲に関わらず提出が必要です。免税範囲を超える通貨・物品の持込みは提出または申告が必要となりますのでご注意ください。
- ・渡航先によっては、外務省より危険情報が発出されている場合があります。必ずご確認ください。 [JTJグループとしての旅行取扱はこちらを参照](#)
- ・掲載内容は予告なく変更になる可能性がありますので、大使館ホームページ等で最新情報を必ずご確認ください。

用語説明

- ・査証(ビザ): 渡航先の国が、「あなたの旅券が有効なもので、あなたがその国に入国することに問題がない」ことを示した「身元審査」のこと。
- ・電子渡航認証: 渡航国に短期滞在する際、渡航前にオンラインでパスポート情報や連絡先などの個人情報、渡航情報などを入力し、渡航の承認をしてもらうシステム。
- ・旅券(パスポート): 政府が自国民に発行する自分の国籍や名前、年齢などを証明できる唯一の「身分証明書」。渡航先への入国に必要な残存期間が国毎に異なる。
- ・入出国カード: 観光などの目的で特定の国に入国、または出国する際に提出を義務付けられている用紙で、主に入出国者の審査を簡便化することが目的。
- ・税関申告書: テロの未然防止や密輸防止を図りつつ、迅速かつ適正な通関を行うため、渡航国へ入国する際に提出が求められる用紙。

国・地域名 ※クリックで ビザ手続ガイドへリンク	査証・渡航認証	旅券残存	無査証滞在の条件 ※URLをクリックで各サイトへリンク	出入国カード/税関申告書	記入例 ※クリックで 記入例へリンク
◀アジア▶					
インド	要(査証)	査証発給時6ヵ月以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・査証申請時、旅券の未使用査証欄が2ページ以上必要。 ・査証取得に関する詳細は以下を参照。 インド大使館HP https://www.indembassy-tokyo.gov.in/ インド大阪総領事館HP https://www.indconosaka.gov.in/ 	出入国カード: 要(入国) 2026/4/1から入国カードは完全電子版化。電子版の利用は専用サイトから、インド到着前72時間以内に必要情報を入力する。 https://indianvisaonline.gov.in/earrival/ 税関申告書: 申告物有の場合要	—
インドネシア	要(査証)	入国時6ヵ月以上。	<ul style="list-style-type: none"> ※査証免除措置停止中。 30日以内の観光の場合、Visa on Arrival (VOA) または Electronic Visa on Arrival (e-VOA) を取得する。 ・未使用査証欄が連続2ページ以上必要。 ・出国用航空券が必要。 ・VOA(またはe-VOA) 対象の空港から入出国すること。 ※詳細については、以下HP等を参照。 在是非インドネシア共和国大使館 https://kemlu.go.id/tokyo e-VOA https://evisa.imigrasi.go.id/	出入国カード: 要(入国) 2025年10月1日以降、インドネシアに到着する全ての国際線搭乗者はAll Indonesiaから到着カード(Arrival Card)の電子フォームへの登録が義務化されている。提出は到着の3日前から可能。 https://allindonesia.imigrasi.go.id/ 税関申告書: 要(入国) 上記All Indonesiaから申請可能。	—
韓国	不要	入国時3ヵ月以上。 ※旅券残存の明確な規定はないが、入国審査官の判断や何らかの理由で帰国が遅れることを考慮し、入国時3ヵ月以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・往復予約済航空券が必要。 ・本来90日以内の観光は電子渡航認証K-ETAの取得が必要だが、2026年12月31日までK-ETA免除。 	出入国カード: 要(入国) 入国カードは、K-ETAを取得して入国する場合は提出不要。2025年2月24日より、オンライン申請が可能。廃止の公式発表があるまでは紙での申告も可。なお、機内や現地空港での配布がない場合もあるため、事前登録を推奨。 https://m.arrivalcard.go.kr/ 税関申告書: 申告物有の場合要 一部の空港(仁川空港ターミナル2、金浦空港)では、オンラインで作成した税関申告書にも対応。 https://m.customs.go.kr/tms/html/mos/psnr/MOS4001001Q.do	Q
カンボジア	要(査証)	入国時6ヵ月以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用査証欄は査証申請時1ページ以上必要。 ・査証取得に関する詳細は以下、在日本国カンボジア王国大使館HPを参照。 https://recjp.mfaic.gov.kh/ 	出入国カード: 要 税関申告書: 要(入国) 入国カードおよび税関・検疫手続きはオンラインにて申請を行う。 https://www.arrival.gov.kh ※2024年9月1日以降本格運用が開始、オンライン手続きに一括化された。	—
シンガポール	不要	入国時6ヵ月以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・30日以内は査証不要。 ・出国用予約済航空券 ・十分な滞在費 ・次の訪問国の査証(必要な場合)が必要。 ・到着3日前からオンラインで電子版入国カードの申告が必要。 	出入国カード: 要 オンライン申請。以下WEBサイトまたは専用アプリ(SG Arrival Card)をダウンロードして登録する。提出は到着の3日前より可能。 https://eservices.ica.gov.sg/sgrarrivalcard/ 税関申告書: 申告物有の場合要	—
スリランカ	要(渡航認証)	入国時6ヵ月以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子渡航認証(ETA)の申請が必要。 ・ETA要件に該当しない場合、事前にスリランカ大使館にて査証を申請する。 ・入国時にETA承認のコピー、旅券、往復予約済航空券、滞在期間中の費用を負担できる証明書の提示が求められる。 ・スリランカ(ETA)申請に関する詳細は以下の公式ウェブサイトを参照。 スリランカ入国管理局(Electronic Travel Authorization ETA)公式ホームページ http://www.eta.gov.lk/slvisa/ 	出入国カード: 要(入国) 入国カードはオンライン登録。 ※2025年8月現在、アクセス不可 https://eservices.immigration.gov.lk/emb/eEmbarkation/ 税関申告書: 申告物有の場合要	—
タイ (東京) (大阪)	不要	入国時6ヵ月以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・60日以内は査証不要。 ※ただし、入国、出国方法が陸路または海路の場合、その都度、大使館/領事館に確認する。 ・12歳以上は、一人当たり20,000(バーツ)、一家族当たり40,000(バーツ)相当の現金や資金を所持していることが望ましい。 ・60日以内に入国することが確認できること(例: 航空券、電車、バス、船のチケットなど) ※詳細については、以下HP等を参照。 タイ王国大使館 https://site.thaiembassy.jp/th/ タイ王国大阪総領事館 http://www.thaiconsulate.jp	出入国カード: 要 5月1日より入国カードはオンライン登録に変更 https://tdac.immigration.gov.th/arrival-card/#/home 税関申告書: 申告物有の場合要	—
台湾	不要	帰国時まで有効なもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・90日以内は査証不要。 ・出発用予約済航空券。 ・入国時、宿泊先証明、滞在費用証明、台湾側の関係者の連絡先の提示を求められる場合あり。 	出入国カード: 要 ・2025年10月1日以降、入国カードはオンライン登録に一括化 https://twac.immigration.gov.tw/ ・オンライン登録は入国の3日前から可能。 ・家族旅行や団体旅行の場合は最大16人まで同時に登録が可能。 税関申告書: 申告物有の場合要	Q
中国	不要	入国時6ヶ月+滞在日数以上が望ましい。	2024年11月30日0時~2026年12月31日24時(北京時間)まで、30日以内の滞在は査証免除。 ※対象目的: 商業・貿易、観光、親戚訪問、交流・訪問、トランジット 詳細は下記中華人民共和国駐日本国大使館HPをご参照ください。 https://jpn.china-embassy.gov.cn/jpn/lszc/hzqzyw/202512/t20251216.11774313.htm	出入国カード: 要 ・2025年11月20日より入国カードはオンライン申請が可能。 中国国家移民管理局のWebサイトに記載のインターフェースやQRコード等から申請する。 https://www.nia.gov.cn/n741440/n741542/c1751080/content.html ・紙版カードは今後も使用可能。 税関申告書: 申告物有の場合要	Q

国・地域名 ※クリックで ビザ手続ガイドへリンク	査証・渡航認証	旅券残存	無査証滞在の条件 ※URLをクリックで各サイトへリンク	出入国カード/税関申告書	
《アジア》					
ネパール	要(査証)	入国時6ヵ月以上。	・未使用査証欄は査証申請時1ページ以上必要。 査証取得に関する詳細は以下、ネパール駐日大使館HPを参照。 https://jp.nepalembassy.gov.np/ https://nepalport.immigration.gov.np/onlinevisa-mission/application	出入国カード:要 税関申告書:申告物有の場合要	○
バングラデシュ	要(査証)	入国時6ヵ月以上。	・未使用査証欄は査証申請時2ページ以上必要。 査証取得に関する詳細は以下、駐日バングラデシュ大使館HPを参照。 http://dbembjp.mofa.gov.bd/consular-service	出入国カード:要 税関申告書:要(入国)	○
フィリピン	不要	入国時6ヶ月+滞在日数以上が望ましい。 ※フィリピン政府の発表によると、日本の旅券は、残存有効期間が6か月未満であったとしてもフィリピン入国可と発表されていますが、上記の場合、入国拒否や搭乗拒否に違事例が発生しています。 よって、フィリピン滞在予定期間に6か月を加えた残存有効期間の旅券にて渡航していただくことを強く推奨します。	・30日以内は査証不要。 ・出国用航空(乗船)券が必要。 https://tokyo.ohlemmbassy.net/ja/consular-section/services/visa/visa-free-entry-for-temporary-visits/#nav-cat	出入国カード:要(入国) 入国時(出発72時間前より登録可)にオンライン登録が必要。税関申告も可。 登録後表示されるQRコードを画像保存または印刷して携行し、搭乗時、入国時に提示。 https://etravel.gov.ph	—
ベトナム	不要	入国時6ヵ月以上。	・45日以内は査証不要。 ・出国用予約済の航空券が必要。	出入国カード:不要 陸路入国では入国カードの記入および提出が求められる場合がある 税関申告書:申告物有の場合要	—
香港	不要	入国時1ヵ月+滞在日数以上。	・90日以内は査証不要。 ・出境用航空券・乗船券が必要。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要	—
マカオ	不要	入国時90日+滞在日数以上。	・90日以内は査証不要。 ・出境用航空券・乗船券が必要。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要	—
マレーシア	不要	入国時6ヵ月以上。	・90日以内は査証不要。(陸路出国の場合は近隣諸国から出国する航空券でよい) ・未使用査証欄2ページ以上必要。 ・入国時、係官より滞在費用証明の提示を求められる場合がある。	出入国カード:要 入国時、デジタル入国カード(MDAC)の登録が必要。マレーシア到着3日前より登録可能。 https://imigresen-online.imi.gov.my/mdac/main	○
				税関申告書:申告物有の場合要 記入例:入国時・出国時ともに申告するものがある場合に記入・提出します	
ミャンマー	要(査証)	入国時6ヵ月以上。	※査証免除措置停止中。 ・未使用査証欄2ページ以上必要。 ・出国用航空券 ・滞在費用証明 ・滞在先証明の提示を求められる場合あり。 査証取得に関する詳細は以下、ミャンマー連邦大使館HPを参照。 https://myanmarembassytokyo.org/	出入国カード:要 ヤンゴン、マンダレー、ネビドーの各国際空港から入国する場合は提出不要 ※2024年8月現在、EMボックス拡大防止のため健康申告書の提出が必要。 税関申告書:申告物有の場合要	○
モルディブ	不要	入国時1ヵ月以上。	・最大30日以内は無査証。 ・最終目的地までの復路航空券を所持していること。 ・登録施設(URLはモルディブ観光環境省ウェブサイトの以下参照)での滞在日数分の予約確認書、滞在費支払能力証明(現金およびクレジットカードなど)。 https://www.tourism.gov.mv/en/overview/19 ・モルディブに入国するすべての旅行者がモルディブ到着前の96時間以内にIMUGA(URL以下参照)を介して「旅行者申告書」の提出が必要。 https://imuga.immigration.gov.mv/traveller	出入国カード:要(入国) オンライン渡航申告(IMUGA)にて、モルディブ到着前の96時間以内に登録。 https://imuga.immigration.gov.mv/traveller	—
《北米》					
アメリカ合衆国	要(渡航認証)	帰国時まで有効なもの。 入国時90日以上が望ましい。	・最大90日以内の観光は査証不要。 ※ただしESTA(渡航認証)の取得が必要。 ESTA取得に関する詳細は以下、ESTA申請公式ウェブサイト参照。 https://esta.cbp.dhs.gov/esta	出入国カード:不要 税関申告書:要(入国) ・陸路入国または指定港からの入国の場合はI-94が必要。オンラインから事前申請可能。 https://i94.cbp.dhs.gov/i94/#/home ・到着空港により、紙の税関申告書の提出が求められる場合がある。 ESTA取得者等はAPC端末での税関申告が可能。この場合紙の提出は不要。	○
カナダ	要(渡航認証)	出国予定日+1日以上。	・最大6ヵ月以内は査証不要。 ・空路入国はeTA(渡航認証)の取得が必要。 ・出国用航空券 ・滞在費用証明が必要。 eTA取得に関する詳細は以下、カナダ政府公式ウェブサイト参照。 https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/eta/apply-ja.html	出入国カード:不要 税関申告書:要(入国) ・税関申告書は検疫申告書も兼ねている。 ・バンクーバー、トロントヒップ(T3)、モントリオールなど国際空港の一部では、入国審査場にKIOSK端末が導入されているため、こちらを利用する。(この場合入国審査は機械対応となるため紙提出は不要)	○
《中南米》					
ブラジル	不要	帰国時まで有効なもの。	・90日以内は査証不要。 ・未使用査証欄見開き2ページ以上必要。 ・出国用航空券、滞在費用証明を求められる場合あり。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要	—
ペルー	不要	入国時6ヵ月以上。	・90日以内は査証不要。 ・未使用査証欄5ページ以上必要。 ・出国用航空券が必要。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要	—
メキシコ	不要	帰国時まで有効なもの。	・最大180日以内は査証不要。 ・滞在費用証明(クレジットカード等)。 ・渡航航空券、ホテル予約確認書の提示を求められる場合あり。 ※陸路入国はFMMが必要。事前にウェブサイト登録する。 https://www.inm.gob.mx/fmme/publico/ja/solicitud.html	出入国カード:要 ・空路入国は出入国カード不要。 ・陸路入国はオンラインで作成・印刷し、入国時に係官に提示してスタンプを受け、出国時まで保管する。 https://www.inm.gob.mx/fmme/publico/ja/solicitud.html	—
《マイクロネシア》					
グアム	要(渡航認証)	帰国日まで有効な旅券(入国時45日以上が望ましい)。	・出国用航空券が必要。 ・45日以内は査証不要だが、下記注意点がある。 1. グアム・北マリアナ諸島査証免除プログラム利用し45日以内の滞在をする場合、GUAM-CNMI ETAが必要。査証・ESTA渡航認証不要。I-736は無効。 2. 46日以上90日以内の滞在は米国査証免除プログラムが利用可能。この場合、査証は不要だがESTA渡航認証が必要。GUAM-CNMI ETAでは渡航不可。 3. 有効なESTAを所持している場合、米国査証免除プログラムの要件を優先して入国審査が行われる。 https://traveller.guamedf.landing.cards/	出入国カード:不要 I-736は2024年11月30日以降無効 税関申告書:要(入国) オンライン渡航申請、WEBサイトから登録し入国時にQRコードを提示する。提出は到着の72時間前より可能。	○
《中近東・アフリカ》					
アラブ首長国連邦	不要	入国時6ヵ月以上。	・30日以内は査証不要。 ・未使用査証欄見開き2ページ以上必要。 ・出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合あり。 ・海外旅行保険の加入が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要	—
エジプト	要(査証)	申請時6ヵ月以上。 ※航空会社により、入国時6ヵ月以上の残存を求められる場合あり。	・観光査証の滞在可能日数は30日以内。 ・未使用査証欄見開き2ページ以上必要。 ※現地空港で査証申請可能だが、必要書類等が頻繁に変更するため、在日大使館で事前に査証取得することが望ましい。 ・出国用航空券、滞在費用証明を求められる場合あり。	出入国カード:要 税関申告書:申告物有の場合要	○
トルコ	不要	入国時150日以上。	・あらゆる180日間に合計90日以内は査証不要。 ・海外旅行保険の加入が望ましい。 ・出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合あり。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要	—

国・地域名 ※クリックで ビザ手続ガイドへリンク	査証・渡航認証	旅券残存	無査証滞在の条件 ※URLをクリックで各サイトへリンク	出入国カード/税関申告書
※西欧・東欧・ロシア※ ★はシェンゲン協定加盟国 ※他のシェンゲン協定加盟国を訪問する場合、訪問国の無査証滞在の条件にも注意				
イギリス	要(渡航認証)	帰国時まで有効なもの。	原則6ヶ月以内は査証不要。 ・滞在目的証明、滞在費用証明、宿泊手配証明、帰国または第三国への出国証明が求められる場合がある。 ・2025年1月8日より、無査証で渡航する場合は電子渡航認証ETAの事前取得が必須となります。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
イタリア★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・出国用航空券が必要。 ・滞在費用証明の提示を求められる場合がある。 ・滞在期間をカバーする海外旅行保険への加入が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
オーストリア★	不要	オーストリア(シェンゲン協定加盟国)出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合あり。 ・滞在期間をカバーする海外旅行保険への加入が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
オランダ★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・未使用査証欄2ページ以上必要。 ・入国時、係官より出国用航空券、滞在費用証明(1日あたり55ユーロ)、旅行計画を証明する書類(日程表)の提示を求められる場合がある。 ・海外旅行保険の加入が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
ギリシャ★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・未使用査証欄見開き2ページ以上必要。 ・出国用航空券。 ・海外旅行保険の加入が望ましい。 ・宿泊先の予約確認書、滞在費証明(係官により提示を求められる場合がある)の持参が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
クロアチア★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
スイス★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・出国用航空券、滞在費用証明書の提示を求められる場合がある。 ・海外旅行保険への加入が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
スウェーデン★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・海外旅行保険の加入が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
スペイン★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・往復航空券が必要。 ・滞在費証明が必要。 ・日程表またはホテル予約確認書が必要。 ・海外旅行保険の加入が望ましい(滞在期間をカバーすること)。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
チェコ★	不要	チェコ出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・未使用査証欄2ページ以上必要。 ・入国時、係官より出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合がある。 ・滞在期間をカバーする海外旅行保険(治療・傷害・死亡・医療搬送がそれぞれEUR3万以上)の加入が必要。団体で加入している場合、被保険者の名前が明記されているものが必要。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
デンマーク★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・海外旅行保険の加入が望ましい。 ・入国時、係官より出国用航空券、滞在費用証明(ホテル泊の場合1日あたり最低DKK500)、日程表の提示を求められる場合がある。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
ドイツ★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・海外旅行保険の加入が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
ノルウェー★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・海外旅行保険の加入が望ましい。 ・入国時、係官より出国用航空券、滞在費用証明(1日あたり最低NOK500)の提示を求められる場合がある。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
ハンガリー★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合あり。 ・滞在期間をカバーする海外旅行保険(死亡補償EUR3万以上)の加入が必要。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
フィンランド★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・未使用査証欄見開き2ページ以上必要。 ・出国用航空券、滞在費用証明(50ユーロ/日)、渡航書類、滞在期間中有効な保険書類、補遺書類の提示が求められる場合あり。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
フランス★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・旅券未使用査証欄が見開き2ページ以上必要。 ・出国用航空券が必要。 ・海外旅行保険(滞在中の医療費・入院費・本国送還医療費・死亡時の費用をカバーする保険証明書)、滞在費証明、宿泊施設の証明(滞在期間中のホテル予約証明等)持参が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
ベルギー★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・未使用査証欄連続 3ページ以上必要。 ・入国時、係官より出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合がある。 ・海外旅行保険(シェンゲン協定加盟国内で有効、医療費補償が最低EUR3万、滞在期間をカバー)の加入が望ましい。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
ポルトガル★	不要	シェンゲン協定加盟国出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・未使用査証欄2ページ以上必要。 ・往復予約済み航空券要。	出入国カード:不要 税関申告書:申告物有の場合要
ロシア	要(査証)	ロシア出国時6ヶ月以上。	※外務省より退避勧告および渡航中止勧告が発出されています。 ・未使用査証欄見開き2ページ以上必要。 ・出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合がある。 詳細は以下、ロシアビザセンターHPを参照。 https://japan.interlinkservice.world/ja	出入国カード:要 入国一体型。入国審査官から自動印字されたカードが手渡される。 税関申告書:申告物有の場合要
《オセアニア》				
オーストラリア	要(渡航認証)	帰国時まで有効なもの。	・3ヶ月以内の観光は査証不要。 ※ただしETA(電子渡航認証)の取得が必要。 ・ETAに関する詳細は以下、オーストラリア政府内務省移民局HPを参照。 https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/electronic-travel-authority-601	出入国カード:要(入国) 税関申告書:要(入国)
タヒチ	不要	出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・未使用査証欄見開き2ページ以上必要。 ・出国用航空券が必要。 ・海外旅行保険(滞在中の医療費・入院費・本国送還医療費・死亡時の費用をカバーする)、宿泊施設の証明(滞在期間をカバーするホテル予約証明等)、滞在費証明持参が望ましい。	出入国カード:要(入国) 観光アンケート有り。 税関申告書:申告物有の場合要
ニウカレドニア	不要	出国時3ヶ月以上。	・あらゆる180日間の期間内で90日以内の観光は査証不要。 ・未使用査証欄見開き2ページ以上必要。 ・出国用航空券が必要。 ・海外旅行保険(滞在中の医療費・入院費・本国送還医療費・死亡時の費用をカバーする)、宿泊施設の証明(滞在期間をカバーするホテル予約証明等)、滞在費証明持参が望ましい。	出入国カード:不要 入国時に経済統計局アンケート兼検査申告書が必要。 税関申告書:申告物有の場合要
ニュージーランド	要(渡航認証)	出国時3ヶ月以上。	・3ヶ月以内の観光は査証不要。 ※ただしNZeTA(電子渡航認証)の取得が必要。 ・往復航空券、滞在資金(1ヶ月あたりNZ\$400、宿泊費未払いの場合は1ヶ月あたりNZ\$1,000相当の現金等)が必要。 NZeTA取得に関する詳細は以下、ニュージーランド移民局NZeTA申請HPを参照。 https://nzeta.immigration.govt.nz/	出入国カード:要(入国) ・税関申告、検査申告が含まれている。 ・オンライン版での申請が推奨されているが、紙の申告可。出発24時間前から申請が可能。 https://www.travelerdeclaration.govt.nz/ 税関申告書:要(入国)

訪問国の持込・持出制限について

●訪問国毎に「通貨やタバコ（電子タバコを含む）・お酒・その他品目」に持込や持ち出しの数量制限または輸出入が禁止・規制されている品目や税関で申告手続きが必要な場合があります。

※通貨：現地通貨・外貨（日本円含む）…金額の制限があります。

※その他品目（例）：高級嗜好品…数量によっては課税・没収の場合があります。

※禁止・規制品目（例）：肉類（生、乾燥、缶詰を含む）、肉製品、果物、植物、種子、土や、モラルに反するもの
ご出発前に外務省やJTBのホームページなどでご確認くださいをおすすめします。

外務省ホームページ

外務省海外安全ホームページ

検索

URL ▶ <https://www.anzen.mofa.go.jp>

※訪問国検索→「安全対策基礎データ」→「査証・出入国審査等」外貨申告や通関をご確認ください。

JTBホームページ

URL ▶ https://www.jtb.co.jp/kaigai_guide/top/index.php

※ガイド→地図から探す→基本情報→持込・持出制限参照

●出入国(ED)カード・税関申告書の要・不要についても上記ホームページでご確認をお願いします。

出入国(ED)カード・税関申告書の入手、代行作成をご希望の場合は係員までお申出ください。

その他のご案内

●未成年の単独または片方の親との旅行の際に渡航同意書が必要な国があります。

事前に外務省やJTBホームページでご確認いただきお客様ご自身で同意書・証明書などのご準備をお願いします。

外務省ホームページ URL ▶ <https://www.anzen.mofa.go.jp/konoshinken/index.html>

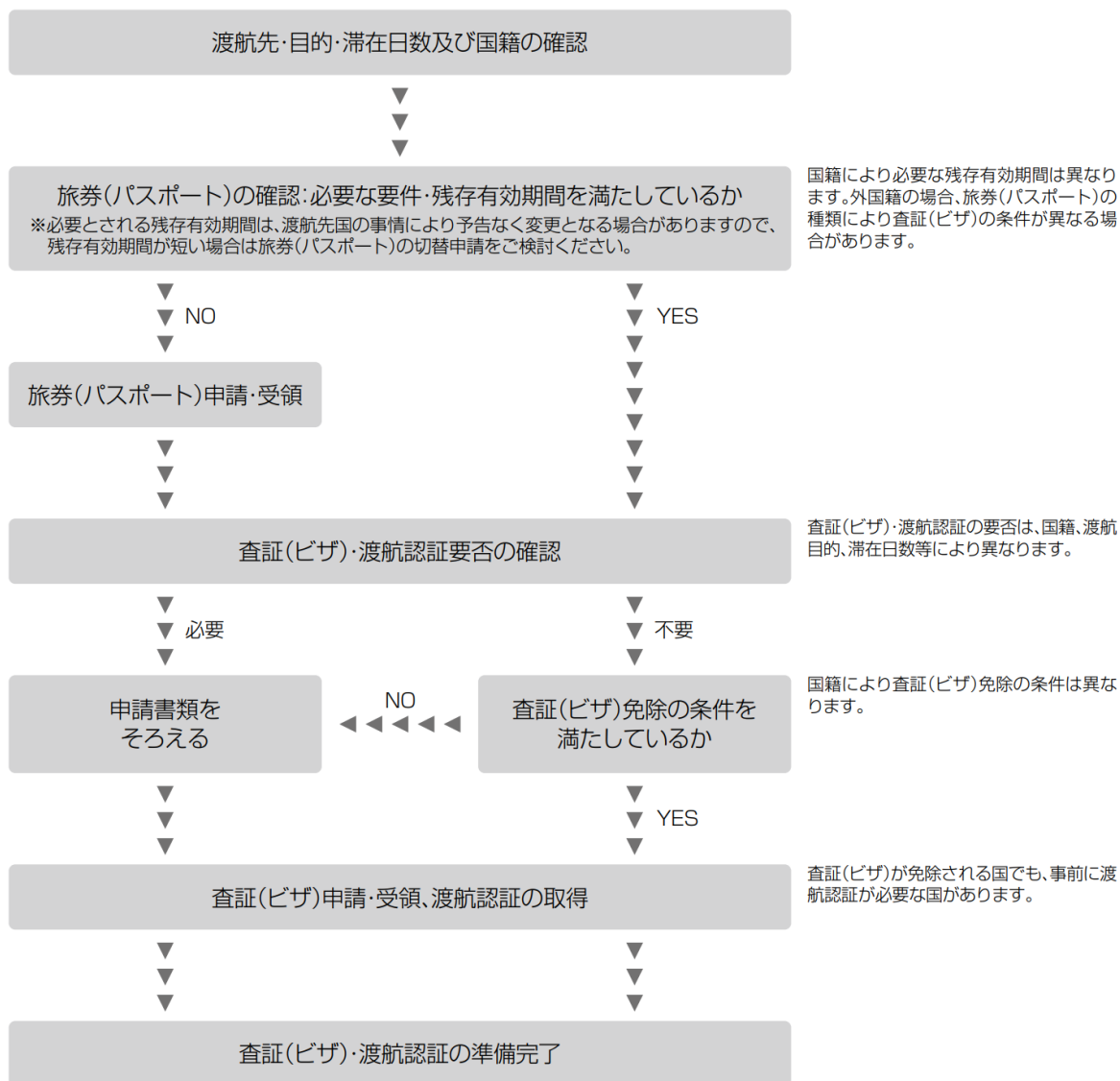
JTBホームページ URL ▶ <https://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/ovsform/minors.pdf>

●身体に障害をお持ちの方、健康を損なっている方、妊娠中の方（航空会社によって搭乗条件が異なります）、補助犬使用者の方、特別な配慮を必要とする方は、その旨をご旅行お申込み時に係員までお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

査証(ビザ)・渡航認証の必要な国・地域へ渡航されるお客様へ

- 査証(ビザ)・渡航認証の取得はお客様ご自身でお願いいたします。
なお、査証(ビザ)・渡航認証の申請、出入国書類作成などについては、お申し込みの販売店にて、別途、渡航手続き代行契約を締結していただいた上でお取り扱いしております(代行料金要)。販売店にご相談ください。
- 現在、多くの国や地域で日本からの旅行者に対する入国制限、入国後の行動制限や隔離措置などが流動的に実施されております。予告なく変更になる場合がありますので、外務省のホームページ等から必ず最新情報をご確認ください。渡航先だけでなく、乗り継ぎ地・経由地での制限等についても確認が必要となりますのでご注意ください。
- 日本国籍ではないお客様は、渡航先国及び乗継をする国の大使館・領事館、入国管理局、自国の大使館・領事館に、訪問する国及び乗継をする国での査証(ビザ)・渡航認証取得の要否と旅券(パスポート)の残存有効期間をご確認ください。なお、お持ちの旅券(パスポート)や渡航書類の種類により、条件が異なる場合がありますのでご注意ください。また、査証(ビザ)申請の際に、あらかじめ日本の再入国許可の取得が必要な場合がありますので、お早めにご準備ください。

査証(ビザ)・渡航認証手続の流れ



米国に ESTA (ビザなし) で入国 (通過) を希望されるお客様へのご案内

米国に ESTA (ビザなし) で入国(通過)するためには、下記の条件をすべて満たしていることが必要となります。条件を必ずお読みいただき、「米国 ESTA に関する質問書」(3 枚)をもれなくご確認ください。

条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合にはビザを取得してください。

ビザ免除の条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国拒否される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

米国に ESTA (ビザなし) 入国できる要件を『ビザ免除プログラム(VWP/ Visa Waiver Program)』と言います。


ESTA の申請は早めにお手続きください(2018 年 12 月に ESTA 申請の審査プロセスが変更され、即時に承認されなくなりました)

米国当局より、遅くとも出発の72時間前までの申請が強く推奨されています。(ただし、72時間以内に必ず承認されるということではありません) 申請後、承認されるまでに時間がかかる場合や、認証が拒否となる場合があります。ビザの取得には時間を要し、特にESTA認証拒否となった場合は審査に時間がかかります。渡航予定が決まったら、早めにESTAを申請していただくことを強くおすすめします。ESTAの有無は、米国へ出発する際の航空(船)会社のチェックイン時に確認され、取得していない場合は搭乗(乗船)ができません。

米国にESTAで入国するためのビザ免除条件 (2025年12月26日現在)

重要 ビザ免除プログラムの要件について、以下の変更が発表されています。対象国・要件は米国政府により、今後変更される可能性があります。

- 2016 年 4 月 1 日から全ての米国ビザ免除プログラムでの渡航者に対し、e パスポート(IC 旅券)の所持が義務付けられました。IC 旅券をお持ちではない方は、ビザが必要になります。
- イラン、イラク、北朝鮮、キューバ、スーダン、シリアとの二重国籍をお持ちの方は、ビザ免除プログラムの対象外となり、ビザが必要です。
- 2011 年 3 月以降にイラン、イラク、リビア、北朝鮮(2019 年 8 月 5 日より追加)、ソマリア、スーダン、シリア、イエメンへ渡航・滞在歴がある方は、公務等限られた目的で渡航した場合を除き、ビザ免除プログラム対象外となり、原則としてビザ申請が必要となります。
- 2021 年 1 月 12 日以降にキューバへ渡航・滞在歴がある方は、原則としてビザ申請が必要となります。該当される方は「米国 ESTA に関する質問書」の設問 2 の⑨にご記入の上、販売店にお申し出ください。2011 年 3 月～2021 年 11 月 11 日の期間内にキューバへ渡航した方は、ESTA 申請が可能ですが、承認については米国大使館 税関・国境取締局(CBP)の判断となります。

対象国・地域	日本、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イスラエル、イタリア、英国 ^{※1} 、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カタール、韓国、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルネイ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク ※1 イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、チャンネル諸島、マン島の無制限の永住居住権を有する英国旅券所持者であること。	台湾
旅券	帰国時まで有効なIC旅券(e-Passport) [※] 。入国時90日以上が望ましい。 (注1) 臨時、緊急旅券もIC旅券(e-Passport)は必要 (注2) ブルネイの旅券所持者は米国出国予定日+6か月以上有効な旅券が必要。 ※2023年3月現在、ESTA申請には旅券の人的事項面(顔写真のあるページ)の画像アップロードが必要です。その際、歪んだ画像・不鮮明な画像は使用不可となり、申請を進めることができませんので、ご注意ください。(画像の使用可否は、システム上で機械的に判断されます)	2008年12月29日以降発行のPersonal IDNo.が記載されたIC旅券(e-Passport) ※旅券の表紙にIC旅券を示す国際基準の右記マークがあります。 
写真規定	JTBへ代行登録をご依頼の際は、カラー証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)1枚が必要です。裏面に氏名をご記入のうえ、別紙質問書に貼り付けて下さい。 ①顔全体を撮影し、頭と肩だけを鮮明にし、顔の大きさ(頭頂部から顎)が3cmちようどのもの。 ②申請者本人のみを撮影したもの。 ③顔の輪郭が鮮明で影がなく、また顔が光っていないこと。輪郭を隠す長い髪はまとめて下さい。 ④背景は影、線のない、白またはオフホワイトの無地で撮影されていること(グラデーションがかかったものは不可)。 ⑤カメラに正面から向き合い、脱帽で撮影されていること。 ⑥申請時6か月以内に撮影されたもの。 ⑦表情は自然で、両目は開いていること(笑顔<歯が見えている>や眉をひそめたもの、目を閉じているものは不可)。 ⑧眼鏡は外して撮影されていること。 ⑨サングラス、帽子、マスクは着用不可。目にかかる前髪も不可。華美な服装やアクセサリー、スカーフ等は避けてください。 ⑩証明写真機、写真館等で撮影されたもの、またはオリジナルの自撮り写真であること(スクリーンショットやコピー等の加工した写真は不可)。 ⑪パスポートの顔写真と異なる写真であること。同一の場合、申請がキャンセルされる可能性があります。	
入国目的	観光、商用、通過	
滞在日数	90日以内(入国後の延長及び滞在資格の変更はできません)※旅券の有効期間が90日以下の場合、旅券の有効期限までの滞在が許可される。	
航空・乗船	往復航空(乗船)券(復路は搭乗日が未定のものや空席待ちであっても可能)又はカナダ、メキシコ、パミューダ、カリブ諸島以外の地域を最終目的地とする航空(乗船)券をお持ちの方 ※ Eチケットのお客様控えで代用可能です。	
利用航空(船)会社	ビザ免除プログラム(VWP)に参加している航空会社・船会社を利用する必要があります。ほぼ全ての航空会社・船会社が参加しています(日本(船)会社は全て参加しています)。*個人所有や公用等の航空機・船舶で入国する場合は、ビザ免除の対象になりません。	
適用条件	1. 「米国ESTAに関する質問書」の設問2および上記 重要 に該当しないこと。*該当する場合、ビザが必要な場合があります。 2. 過去にビザ免除プログラム(VWP)で入国しオーバーステイしたことがないこと。	
適用地域	米国本土、アラスカ、ハワイ、グアム、北マリアナ諸島、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島	
その他	1. 渡航前に電子渡航認証システム(ESTA/エスタ)による渡航認証の取得が必要。 2. カナダ、メキシコから陸路で最初に米国に入国する場合も、ESTAの取得が必要。 3. 米国を通過してカナダ、メキシコ、パミューダ、カリブ諸島に旅行し帰路米国に再入国する場合、米国通過およびカナダ、メキシコ、パミューダ、カリブ諸島の滞を含む全期間が90日以内であればビザ不要(交通手段を問わない)。	

【ESTA公式申請ウェブサイト】<https://esta.cbp.dhs.gov/esta/>

以下の方はESTAの取得は不要です。(2024年11月19日現在)

- 「グアム-北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム」を利用しグアム・北マリアナ諸島に渡航される方
- 中国籍の方で北マリアナ諸島連邦臨時入国許可を利用し、北マリアナ諸島に渡航される方
北マリアナ諸島(サイパン・テニアン・ロタ等)のみに14日以内滞在の方は利用可能。ビザは不要。出国予定日+6か月以上有効な機械読取式旅券(Machine Readable Passport-MRP)、および、譲渡不可で入国日から14日以内に出国することが確認できる往復航空券(乗船券)を所持していること。
- 渡米目的に適した有効なビザを所持し渡米する方
- 米国入国に際しビザが必要な方
- 米国籍をお持ちの方(二重国籍の方含む)二重国籍の方も必ず米国旅券で米国へ入出国する。誤ってESTA 渡航認証を取得した場合、取消手続が必要。

米国：電子渡航認証システム (ESTA) 申請ガイドライン

(2025年10月1日現在の ESTA 渡航認証・日本語申請サイトより。申請サイトの内容は予告なく変更される場合があります。)

以下は初めて ESTA 渡航認証を申請する場合のガイドラインです。ご旅行が決まりましたら、お早めに手続きください。

ESTA 申請の詳細は、在日米国大使館ホームページ (<https://jp.usembassy.gov/ja/>) 米国ビザ→ビザサービス→ESTA(エスタ)申請 (<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/esta-information-ja/>) をご確認ください。

なお、このガイドラインに基づきお客様ご自身で ESTA 渡航認証を申請し、回答が保留または拒否となった場合、弊社では責任を負うことはできません。また、ESTA 渡航認証の取得が拒否された場合は査証の申請が必要となりますが、査証の取得には非常に時間を要す場合があります。余裕を持って ESTA 渡航認証の申請をすることをおすすめします。過去に取得した ESTA について確認する場合、ESTA 渡航認証申請ウェブサイトの案内に従って手続きください。

【ご注意】2016年1月以降、ESTA渡航認証の要件が段階的に変更されています。過去に取得した有効な ESTA 渡航認証をお持ちの場合、在日米国大使館 HP (<https://jp.usembassy.gov/ja/>) 米国ビザ→ビザサービス→ビザ免除プログラムで要件をご確認下さい。

- お手元に以下をご用意下さい。
 - 有効な旅券
 - 筆記用具またはプリンター
 - クレジットカード (VISA・Master・AMEX・JCB・Diners・DISCOVER) またはデビットカード (VISA または Master のマークがあるもの)
み) (※) ★登録料金は 40 米ドルです。
※金融機関で発行されたキャッシュカード兼デビットカードで、VISA または Master マークがないものはご利用いただけません。
- インターネットで米国当局の公式申請ウェブサイト (<https://esta.cbp.dhs.gov>) にアクセスし、CHANGE LANGUAGE (言語の変換) から日本語を選択、「公式 ESTA の申請 / 電子渡航認証システムへようこそ」の「新規の申請」から入力して下さい。
- ESTA渡航認証申請ウェブサイトのトップページにて、申請概要をよくご確認ください。申請の大まかな流れは、
申請内容の入力 ⇒ 申請内容の確認 ⇒ 支払い ⇒ 申請状況を表示する
申請概要を確認したら、「個人による申請」または「グループによる申請」(複数名分申請可) ボタンをクリックしてください。
- セキュリティに関する通告のページに切り替えます。内容をすべて読み、「確認&続行」のボタンをクリックします。
- 免責事項のページに切り替えます。内容を全て読み、「はい、私は上記の説明を読み、内容を理解し、これらの条件に合意します。」にチェックします。
- The Travel Promotion Act of 2009 (2009 年旅行促進法) (手数料についての説明) のページに切り替えます。内容を全て読み、「はい、私は上記の説明を読み、内容を理解し、これらの条件に合意します」にチェックし「次へ」をクリックします。
- 旅券コピーのアップロードを行います。注意事項をお読みいただき、「旅券をアップロード」のボタンをクリックします。
- 申請情報入力ページに切り替えます。空欄に該当する情報を入力またはプルダウンから選択します。入力は英数字のみ可能です。日本語での入力はできません。なお、「*」の項目は入力必須です。必須項目のみの入力でも申請することも可能です。入力が完了したら「次へ」をクリックします。Eメールは「.」(ドット)が@マークの直前に付くものや、「.」のようにドットが2つ以上連続するアドレスは申請登録できません。Eメールアドレスに4桁の認証コードが届きます。届いた4桁のコードを送信して、申請情報入力を行います。
- 申請内容の確認ページに切り替えます。「申請者情報」「個人情報」「渡航情報」「適格性に関する質問」の各項目を開き、誤入力がないか十分確認します。正しければ「確認して続行」ボタン、誤入力があれば「申請内容を変更する」をクリックして該当項目を修正します。
- 「検証」旅券番号・国籍・姓・生年月日を入力し、「次へ」をクリックします。以後、旅券番号と発給国の修正はできませんので、今一度入力内容をご確認下さい。
- 支払いのページに切り替えます。
そのまま支払いを行う場合は、免責事項の内容を全て読みチェックし、「今すぐ支払う」をクリックします。後日支払う場合は申請番号が必要になりますので、画面右上の「印刷ボタン」、または「ダウンロード」からPDF ファイルを保存して下さい。手数料が支払われるまで申請は完了しません。ここで終了した場合、手数料は7日以内に支払う必要があります。
※申請情報の訂正は、旅券番号発給国を除き、支払い手続きを行うまで可能です。
- CBP オンライン支払いのページに切り替えます。空欄に該当する情報を入力し(「*」の項目は入力必須)、「続行」をクリックします。
- 回答のページに切り替えます。以下 3 種類のうち 1 つの回答が画面に表示されます。
 - 認証は承認されました
 - 渡航は承認されませんでした
 - 承認は保留中です(支払い手続きが実行されました)
 - ①の場合、画面をプリントアウトし、認証の有効期間中は大切に保管下さい。なお、次回の米国渡航の際、認証の有効期間中であっても、新しい旅券を取得した場合、名前、性別、国籍に変更があった場合、ESTA 申請サイトの「はい」または「いいえ」の質問に対する回答に変更があった場合には、新しく認証を申請・取得する必要があります。ESTA 要件は変更される場合があるため、渡航の都度ご確認ください。
 - ②の場合、米国渡航にあたっては査証申請するよう案内が出ますので、査証申請する場合は申請準備を開始する必要があります。また、旅行を申し込まれた販売店担当者にもご相談下さい。
 - ③の場合、回答が届くまで時間を要します。画面下の「終了」をクリックし、ウェブサイトを開いて下さい。保留の回答を受けてから、72 時間以内に再度、ESTA 申請ウェブサイト (<https://esta.cbp.dhs.gov>) にアクセスします。
ESTA 渡航認証申請ウェブサイトトップページより「CHECK ESTA STATUS」の個人による申請のステータス確認の画面から、必要事項の入力「申請の検索」ボタンをクリックし、状況を確認下さい。

(2025.10改訂)

グアム・北マリアナ諸島へ無査証(ビザなし)で入国を希望されるお客様へのご案内

無査証(ビザなし)入国するための諸条件を、「査証免除プログラム」と言いますが、グアム・北マリアナ諸島連邦(サイパン・テニアン・ロタ等)の場合、査証免除プログラムが2種類、北マリアナ諸島連邦限定の入国許可制度が1種類あります。お客様の国籍により、利用できるプログラム・制度が異なりますので、【ステップ1、2】にてご確認後、どのプログラム・制度を利用するか販売店にお申し付けください。

【ステップ1】

グループ	対象国・地域	利用できるプログラム・制度
1 (注)	日本、韓国、オーストラリア、ブルネイ、 ニュージーランド、シンガポール、英国、台湾※	「グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム」 または 「米国査証免除プログラム」 ※日本居住の台湾の方は米国査証免除プログラムのみ利用可
2	香港※、マレーシア、ナウル、パプアニューギニア	「グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム」 ※香港 SAR 旅券または BNO 旅券所持者。香港 ID カードが必要。
3	アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、 オーストリア、オランダ、ギリシャ、サンマリノ、スイス、 スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、 チリ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、 フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、 ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ポーランド	「米国査証免除プログラム」
4	中国 (詳細は2ページをご参照下さい)	「北マリアナ諸島連邦臨時入国許可制度」

(注)これらの方は、短期の観光旅行であれば、2つの査証免除プログラムのどちらも利用可能です(日本居住の台湾の方は米国査証免除プログラムのみ利用可)。なお、有効なESTA 渡航認証をお持ちの場合、原則として入国時の審査は米国査証免除プログラムの要件を優先して審査されます。

- ◆今回のご旅行内容とプログラム内容を照らし合わせ、利用するプログラムをお申し付けください。
2つのプログラムの主な相違点は次のとおりです。ご不明な点は販売店までお問い合わせください。

条件	グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム	米国査証免除プログラム
適用地域	グアム、北マリアナ諸島連邦	米国本土、アラスカ、ハワイ、グアム、北マリアナ諸島連邦、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島
滞在日数	45 日以内	90 日以内
旅券の種類	機械読取式旅券(MRP) ⇒詳細は2ページ参照	IC旅券
渡航認証※	GUAM-CNMI ETA 要	ESTA 要
入出国カード	I-736 は無効	不要

※ESTA とは米国渡航前に事前にウェブサイト上で取得する電子渡航認証です。取得には 40.27 米ドル必要です。弊社に申請代行を依頼する場合、別途手数料を収受いたします。取得すると原則 2 年間(旅券の残存期間が 2 年未満の場合、旅券の残存期間まで)有効です。

※GUAM-CNMI ETA とはグアムー北マリアナ諸島連邦渡航前に事前にウェブサイト上で取得する電子渡航認証です。取得は無料です。
渡航の少なくとも 5 日前に渡航認証の申請をすることを推奨しています。
弊社に申請代行を依頼する場合、別途手数料を収受いたします。取得すると原則 2 年間(旅券の残存期間が 2 年未満の場合、旅券の残存期間まで)有効です。

- ◆プログラム選びガイド/ESTA 渡航認証の取得有無をポイントにしています

お客様のケース	おすすめのプログラム
グアム、北マリアナ諸島連邦入国時に有効な ESTA 渡航認証を持っている。	米国査証免除プログラム
有効な ESTA 渡航認証を持っていないが、今回の旅行後、近々に米国本土渡航予定がある。	どちらのプログラムも可能ですが、米国査証免除プログラムを利用される場合、ESTA渡航認証の取得(有料)が必要です。
有効な ESTA 渡航認証を持っていないが、2年以内に米国本土渡航予定がある。しかし今回の旅行後、米国本土渡航前に旅券を新たに取得する予定がある。	グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム
有効な ESTA 渡航認証を持っておらず、2年以内に米国本土渡航の予定もない。	

【ステップ2】

利用されるプログラムの詳細条件をお読みいただき、申請代行を依頼される場合は、「無査証入国の為の質問書」をもれなくご記入ください。

- ◆グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラムをご利用
⇒詳細は2ページの「グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム」でご案内します。
- ◆米国査証免除プログラムをご利用
⇒詳細は別書面「米国に無査証(ビザなし)で入国(通過)を希望されるお客様へのご案内」でご案内します。

グアム、北マリアナ諸島連邦に無査証で入国するためには、以下条件をすべて満たしていることが必要要件となりますのでご確認ください。条件を必ずご確認ください、代行登録を依頼される場合は、「無査証入国のための質問書」をもしもご記入ください。条件に適合しない場合やその恐れがある場合には査証を取得してください。
※条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国拒否される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※2009年11月28日より、北マリアナ諸島連邦(CNMI)に米国移民法が適用され、「グアムー北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム」が実施されています。

グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラムの条件(2025年2月13日現在)	
対象国・地域	日本、韓国、オーストラリア、ブルネイ、香港※1、マレーシア、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、シンガポール、台湾※2、英国 ※1 香港 SAR 旅券または BNO 旅券所持者。香港 ID カードが必要。 ※2 台湾居住者は、台湾ナショナル ID カード及び台湾旅券を所持した上で、台湾発、乗継なしの直行便でグアムまたは北マリアナ諸島に渡航すること。ただし、グアム・北マリアナ諸島(米国領)での乗継は可能。日本居住者は米国査証免除プログラムを利用(ESTA 渡航認証が必要)または査証を取得する。
旅券	帰国日まで有効な機械読取式旅券(MRP) 旅券残存は入国時 45 日以上が望ましい。45 日未満の場合、旅券の有効期限までの滞在が許可される。 ※ナウル、ブルネイの旅券所持者は、出国予定日+6ヵ月以上有効な旅券が必要。 ※査証免除国・地域に該当していても、日本法務省発行の再入国許可書(茶色の冊子)での渡航は GCVWP 適用外のため、査証申請が必要。
適用地域	グアム・北マリアナ諸島(サイパン・テニアン・ロタ等)
滞在日数	45 日以内 ※46 日以上滞在する場合や、グアム・北マリアナ諸島から米国の他の都市に移動する場合は、米国査証免除プログラムを利用してグアム・北マリアナ諸島に渡航することが可能。ただしその場合、ESTA 渡航認証および米国査証免除プログラムの旅券条件を満たす旅券が必要。
目的	観光、短期商用、乗り継ぎ
航空券	譲渡不可で、入国日から 45 日以内に出国することが確認できる往復航空券を所持していること。 Eチケットの場合は、旅程確認書(お客様控えで可)を提示する。 ※グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラムの協定を締結している航空会社を利用する。 航空会社は、下記を参照。 https://www.cbp.gov/document/report/guam-cnmi-visa-waiver-program-signatory-carriers
出入国カード	グアムー北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム 電子渡航認証「GUAM-CNMI ETA」の取得が必要 I-736 は無効
ESTA 渡航認証	不要
写真規定	JTB へ代行登録をご依頼の際は、カラー証明写真(縦 4.5cm × 横 3.5cm)1 枚が必要です。 裏面に氏名をご記入のうえ、別紙 質問書に貼り付けて下さい。 ①顔の大きさ(頭頂部から顎)が 3cm ちょうどのもの。 ②申請者本人のみを撮影したもの。 ③輪郭が鮮明で影がないもの。輪郭を隠す長い髪はまとめて下さい。 ④無背景で背景が薄い色であること。(ただしグラデーションがかかったものは不可。) ⑤正面向・脱帽の証明写真。 ⑥申請時 6 ヶ月以内に撮影されたもの。 ⑦笑顔(歯が見えている)や眉をひそめたもの、目を閉じているものは不可。 ⑧眼鏡は外して撮影されていること。 ⑨サングラスや目にかかる前髪は不可。 ⑩華美な服装やアクセサリ、スカーフ等は避けて下さい。 ⑪証明写真機、または写真屋等で撮影されたもの。 (ご自身で撮影された写真を PC 等で加工・プリントしたものは不可。) ⑫パスポートの顔写真と異なる写真であること(同一の場合、申請がキャンセルされる可能性があります)

◆ご自身で申請される場合

Guam-CNMI ETA オンライン申請サイト(<https://g-cnmi-eta.cbp.dhs.gov/>)にアクセスし、申請する。

料金:無料

有効期限:認証許可を受けた日から2年間または旅券の有効期限のどちらか早い方まで有効。

ただし、有効期間中でも新しく旅券を取得した場合、名前・性別・国籍に変更があった場合、「はい」「いいえ」の ETA の質問に対する回答に変更があった場合は新しく認証を取得する。

米国本土・ハワイ・グアム・サイパン離発着航空機、および米系航空会社をご利用のお客様へ

株式会社JTB

米国セキュアフライトプログラムのご案内

この度は JTB グループをご利用いただき、誠にありがとうございます。

米国運輸保安局(TSA)はセキュリティのさらなる強化を目的として「セキュアフライトプログラム」を実施しています。JTBグループでは、航空会社からの要請に従い、米国本土・ハワイ・グアム・サイパンを発着する航空機、および米系航空会社を利用されるお客様のパスポートネーム・生年月日・性別・レドレスナンバー(Redress Number・該当するお客様のみ)を、ご予約時にお伺いし航空会社に連絡します。本情報は対象航空券の発券をする際必ず必要となりますので、お客様のご理解をお願い申し上げます。

1. パスポートネーム・生年月日・性別を正確にお知らせください。
2. レドレスナンバーをお持ちの方は必ず取扱販売店にお申し出ください。
※Redress Numberとは、過去に警戒リストの人物と誤って識別された経験のある方のための救済手段として、米国国土安全保障省(DHS)が発行する番号です。

米国運輸保安局から以下の情報が発信されていますのでご注意ください。

◎ セキュアフライトプログラムに関する航空会社からの情報

(日本語訳)

米国運輸保安局(TSA)はウォッチリスト(搭乗拒否リストおよび監視リスト)と照合するため、お客様にフルネーム、生年月日、性別の登録を義務付けております。また、Redress Number をお持ちの方は、同じくご登録ください。これは、49U.S.C 項目 114と2004年に制定された情報改革とテロ予防法、49CFR Part1540/1560に基づいた対応です。**上記の情報をご登録されていない場合は、搭乗不可、制限区域内への立ち入り禁止、**となる可能性がありますので、必ずご登録ください。個人情報に関するご案内など、詳細については TSA のホームページをご参照ください。

www.tsa.gov

(原文)

The Transportation Security Administration (TSA) requires you to provide your full name, date of birth, and gender for the purpose of watch list screening, under the authority of 49 U.S.C. section 114, the intelligence Reform and Terrorism Prevention Act of 2004 and 49 C.F.R parts 1540 and 1560. You may also provide your Redress Number, if available. Failure to provide your full name, date of birth, and gender may result in denial of transport or denial of authority to enter the boarding area. TSA may share information you provide with law enforcement or intelligence agencies or others under its published system of records notice. For more on TSA privacy policies, or to review the system of records notice and the privacy impact assessment, please see the TSA Web site at www.tsa.gov.

カナダへ渡航されるお客様へ

カナダにeTA(ビザなし)で入国(通過)するためには、下記の条件をすべて満たしている事が必要となります。
条件を必ずお読みいただき、代行登録を依頼される場合は、「カナダ eTAに関する質問書」をもれなくご記入下さい。
条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合にはビザを取得してください。
※以下の条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国を拒否される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<カナダeTA適用のための条件:2025年12月26日現在>

対象国・地域	日本、韓国、アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アンドラ、イタリア、イスラエル、英国、英国領有・保護地区、エストニア、オーストリア、オーストラリア、オランダ、カタール、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サモア(旧西サモア)、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、ソロモン諸島、台湾(注1)、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、パチカン市国、バハマ、パプアニューギニア、バルバドス、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルネイ、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、香港(注2)、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア(注3)、ルクセンブルク
パスポート(旅券)	出国予定日+1日以上
入国目的	観光、商用、留学、外交、公用、通過(注4)
滞在日数	最大6カ月以内 ※旅券の有効期限が6カ月以下の場合、旅券の有効期限まで滞在が許可される。
注釈説明	(注1)IDナンバーがあり、台湾の外務省が発給したパスポート所持者のみ (注2)香港特別行政区(SAR)または英国発行(BNO)のパスポートを所持している場合 (注3)ICパスポート所持者のみ (注4)国籍と条件によって「通過」の場合のみ、eTAが免除される場合もある 対象国籍、航空会社、利用空港などの諸条件があるので以下のURLから確認が必要 https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/transit/without-visa/eligibility.html

※カナダと上記対象国・地域との二重国籍を持つ方は、入国時にカナダの有効なパスポートが必要です。
カナダと米国の二重国籍の方はカナダ、または米国のいずれかの有効なパスポートで入国できます。

eTA 認証の有無は航空会社のチェックイン時に確認され、取得していない場合は搭乗ができません。

以下の国籍の方は以下の条件をすべて満たす場合は、eTAでの入国が可能です

ブラジル、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、コスタリカ、メキシコ、モロッコ、パナマ、フィリピン、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、セーシェル、タイ、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ

- 過去10年以内に発行されたカナダの一時滞在査証を所持、または有効なアメリカ非移民ビザを現在所持していること。米国の非移民ビザは、eTA申請日に有効でなければならないが、カナダ渡航時に有効である必要はない。
- 有効な旅券を使用し、カナダの空港で入国または乗継をすること。
- 商用または観光目的での短期滞在(最大6カ月)であること。

◆ご自身で取得される場合

カナダ市民権・移民省のウェブサイトで行ってください。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/eta/apply-ja.html>

クレジットカード決済で、申請の成否に関わらず申請料金7カナダドルがかかります。(2024年6月20日現在)

※電子渡航認証eTAは、入国を保証するものではありません。

以下の方は eTAの取得が不要です

- 陸路または海路にてカナダに入国する方
- 有効な米国旅券を所持する方。米国の合法的永住者の方(国籍を有する有効な旅券と米国滞在資格の証明(グリーンカード等)所持者)。
- フライトクルー、民間航空検査官または事故調査官
- 有効なカナダのビザを所持している人
- 緊急的にカナダに着陸し降機する場合

※その他、eTA取得免除の条件は以下URLから確認が必要

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/visit-canada/entry-requirements-country.html#eta-exemptions>

韓国へ渡航されるお客様へ

韓国に K-ETA で入国するためには、以下の条件をすべて満たしている事が必要となります。

条件を必ずお読みいただき、代行登録を依頼される場合は、「韓国 K-ETA に関する質問書」をもれなくご記入ください。

条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合には大使館/領事館にてビザを取得してください。

また条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国を拒否される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

韓国K-ETA 適用のための条件 (2025年12月24日現在)	
対象国地域	査証免除対象の116か国と地域 ※日本国籍は2022年11月1日以降もK-ETA登録が条件として査証免除措置対象となります。 2025年12月24日現在、2026年1月1日から2026年12月31日(いずれも韓国時間)まで、日本を含む116か国と地域に対するK-ETA取得が一時的に免除されています。
入国目的	観光、通過、親戚訪問、行事または会議、商用目的での短期滞在渡航(ただし、就労や営利活動を除く) ※留学・就業・営利目的等の目的で入国される方は査証取得が必要となります。 ※通過に関しては、韓国へ入国しない乗り継ぎの方は K-ETA を取得する必要はありません。 但し、手荷物の再検査やその他の理由で入国審査を受ける必要がある場合は、K-ETA の取得が必要です。
滞在日数	1回の渡航につき、最大90日以内(国籍により滞在日数は異なります)
パスポート(旅券)	・一般旅券所持者 ・入国時3ヵ月以上有効な旅券が必要。 ※K-ETA 申請には旅券の人的事項面(顔写真のあるページ)のカラー画像のアップロードが必要です。その際、歪んだ画像・不鮮明な画像は使用不可となり、申請を進めることができませんので、ご注意ください。(画像の使用可否は、システム上で機械的に判断されます)
写真規定	JTBへ代行登録をご依頼の際は、カラー証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)1枚が必要です。 裏面に氏名をご記入のうえ、別紙 質問書に貼り付けてください。 ①顔の大きさ(頭頂部から顎)が3cmちょうどのもの。 ②申請者本人のみを撮影したもの。 ③輪郭が鮮明で影がないもの。輪郭を隠す長い髪はまとめてください。 ④無背景で背景が薄い色であること。(ただしグラデーションがかかったものは不可。) ⑤正面向・脱帽の証明写真。 ⑥申請時6ヵ月以内に撮影されたもの。 ⑦笑顔(歯が見えている)や眉をひそめたもの、目を閉じているものは不可。 ⑧眼鏡は外して撮影されていること。 ⑨サングラスや目にかかる前髪は不可。 ⑩華美な服装やアクセサリー、スカーフ等は避けてください。 ⑪証明写真機、または写真屋等で撮影されたもの。 (ご自身で撮影された写真をPC等で加工・プリントしたものは不可。)
その他	・出発日72時間前までに申請、承認を受ける必要があります。 ・有効かつ承認済みの申請を上書き申請した場合、既存の申請が取り消される場合があります。 ・K-ETAの取得が拒否された際は、渡航者ご本人が関係機関へ問合せをしていただく場合があります。なお、ビザなしで渡航する要件として、入国時に以下を所持していることが求められています。 ・往復航空/乗船券 ※Eチケットお客様控えで代用可能です ・次の国へのビザ(必要な場合のみ) ・ 既に有効なK-ETAをお持ちの場合も、都度入国目的や滞在予定先の住所、連絡先、入出国予定日などの変更が必要です。 K-ETA 公式申請ウェブサイトの【申請結果】>【旅行情報の更新】より変更してください。

◆ご自身で取得される場合

【韓国 K-ETA 公式申請ウェブサイト】

<https://www.k-eta.go.kr/portal/newapply/index.do>(またはモバイルアプリ)で手続きを行ってください。

渡航72時間前までに K-ETA の取得が必要となります。詳細は、駐日本国大韓民国大使館ホームページをご覧ください。

https://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/brd/m_1106/view.do?seq=758592&page=1

(2026.04改訂)

以下の方は韓国K-ETAの取得は不要です。

- ・渡航目的に適した有効なビザを所持し入国する方
- ・韓国籍をお持ちの方(二重国籍の方含む) ※二重国籍の方も必ず韓国旅券で韓国へ入国が必要です。
※韓国旅券と外国旅券の姓名、生年月日等の身分事項が一致せず、各パスポートを航空会社が同一人物のものとして判断しなかった場合は K-ETA 未所持として扱われ搭乗券発券が拒否される場合があります。
この場合は K-ETA 申請が必要になりますので事前に航空会社にお問い合わせください。
- ・飛行機または船の乗組員の方
- ・17歳以下または65歳以上の方(入国日時点)

オーストラリアへ渡航されるお客様へ

オーストラリアの ETA (ETAS) 条件を必ずお読みください。

条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合にはビザを取得してください。

また条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国を拒否される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜オーストラリアETA (ETAS) 適用のための条件:2018年8月1日現在＞	
対象国・地域	<p>日本、韓国、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国(注1)、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、台湾(注2)、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フィンランド、フランス、ブルネイ、米国、ベルギー、ポルトガル、香港(注3)、マルタ、マレーシア、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク</p> <p>(注1)British Citizen、British National Overseas/パスポート所持者が対象。 ※BNO パスポート所持者は、航空端末登録においてのみ ETA 登録が可能、またはビザ申請となる。</p> <p>(注2)Personal ID No.の記載があり、台湾の外務省が発給したパスポート所持者のみ対象。 ※申請方法が異なるため、事前にお問い合わせください。</p> <p>(注3)香港特別行政区(SAR)パスポート所持者が対象。</p> <p>※上記国籍・地域以外の方でも ETA(ETAS)ではなく、e-Visitorで登録が可能な国があります。(以下URLにてご確認ください) https://www.homeaffairs.gov.au/trav/visa-1/651-</p>
入国目的	観光、商用、外交、公用
滞在日数	1回の渡航につき、最大3カ月以内
パスポート(旅券)	帰国時まで有効なもの
利用航空会社	世界各地からオーストラリアに定期便で乗入れている航空会社 (日本から乗入れている航空会社:カンタス航空、日本航空、全日空、ジェットスター航空) ※チャーター便の場合はオーストラリア税関ホームページを参照し、その都度大使館に確認をする。 オーストラリア税関 http://www.border.gov.au/
登録条件	1. 対象国・地域の有効なパスポートを所持し、健康で犯罪歴のない人 2. 現地の医療機関への訪問予定がないこと

※2022年8月15日より、オーストラリア電子渡航認証(ETAS)については、渡航者ご本人がスマートフォン等を用い、「AustralianETA」アプリから直接申請する必要があります。2023年10月4日現在、旅行会社による代理申請は可能となりましたが、登録はモバイル及びアプリでの申請となり、申請者の写真撮影が必要なことから、ご自身で登録を行っていただくようお願いいたします。最新情報については、在日オーストラリア大使館HP記載内容をご参照ください。<https://japan.embassy.gov.au/tkyojapanese/ETA601.html>

ニュージーランドへ渡航されるお客様へ

ニュージーランドに NZeTA(ビザなし) で入国(通過)するためには、以下の条件をすべて満たしている事が必要となります。
 条件を必ずお読みいただき、代行登録を依頼される場合は、「ニュージーランド NZeTA に関する質問書」をもれなくご記入下さい。
条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合にはビザを取得して下さい。
 また条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国を拒否される場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

＜ニュージーランド NZeTA 適用のための条件: 2021年7月20日現在＞	
対象国・地域 (注1)	日本、アイスランド、アイルランド、米国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アンドラ、英国(注2)、イスラエル、イタリア、ウルグアイ、エストニア(注3)、オーストリア、オマーン、オランダ、カタール、カナダ、韓国、キプロス、ギリシャ、クウェート、クロアチア、サウジアラビア、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、台湾(注2)、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バーレーン、パチカン、ハンガリー、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルネイ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル(注2)、香港(注4)、マカオ(注5)、マルタ、マレーシア、メキシコ、モリシャス、モナコ、ラトビア(注3)、リトアニア(注3)、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク
入国目的	観光、就学、商用(注6)、公用(注6)、クルーズ船の乗客(注7)、通過(入国しないトランジットも含む)
滞在日数	1回の渡航につき、最大3か月以内(英国の方は最大6か月以内)
パスポート (旅券)	ニュージーランド出国日+3か月以上
写真規定	JTBへ代行登録ご依頼の際は、カラー証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)1枚が必要です。 ①顔の大きさ(頭頂部から顎)が3cmちよほどのもの。 ②申請者本人のみを撮影したもの。 ③輪郭が鮮明で影がないもの。輪郭を隠す長い髪はまとめて下さい。 ④無背景で背景が薄い色であること。(ただし、白色・グラデーションがかかったものは不可。) ⑤正面向き・脱帽の証明写真。 ⑥申請時6か月以内に撮影されたもの。 ⑦笑顔(歯が見えている)や眉をひそめたもの、目を閉じているものは不可。 ⑧眼鏡のレンズに光が反射していないもの。 ⑨サングラスや目にかかる前髪は不可。 ⑩華美な服装やアクセサリーは避けて下さい。 ⑪証明写真機、または写真屋等で撮影されたもの。 (ご自身で撮影された写真をPC等で加工・プリントしたものは不可。)
注釈説明	(注1) オーストラリア国籍保有者は NZeTA 取得不要。 ただし、オーストラリア永住権保有者は NZeTA 取得必要 (注2) その国・地域の永住権がある場合に適用 (注3) その国の市民のみ適用 (注4) 香港特別行政区 (HKSAR) または英国国籍 (BNO) のパスポートをお持ちの方のみ適用 (注5) マカオ特別行政区パスポートを持っている場合のみ適用 (注6) 機械の設置・修理、短期研修等はビザが必要 不明な場合はニュージーランド移民局へ問い合わせる (注7) クルーズを離れてニュージーランドに滞在する場合はビザが必要な国籍・地域の方はビザが必要
その他	ビザなしで渡航する要件として、入国時に以下を所持していることが求められています。 ・往復航空券 ※Eチケットお客様控えで代用可能です ・滞在資金(1か月あたりNZ\$400、宿泊費未払いの場合は1か月あたりNZ\$1,000相当の現金等) ・次の国へのビザ(必要な場合のみ) ・渡航前に電子渡航認証 NZeTA を取得していること

◆ご自身で取得される場合

申請方法	ウェブサイト	モバイルアプリ
申請料金	NZ\$123 (NZeTA: NZ\$23+環境保護・観光税: NZ\$100) ※ニュージーランドに入国しない、オークランド国際空港の通過(乗継) 目的は、環境保護・観光税は不要です。 通過目的で取得した NZeTA では、ニュージーランドに入国できませんのでご注意ください。	NZ\$117 (NZeTA: NZ\$17+環境保護・観光税: NZ\$100)
申請サイト	https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas/visas/visa/nzeta ・ウェブサイトからの申請は上記申請サイト画面下部の「REQUEST AN NZETA」をクリックして登録画面に進みます。 ・モバイルアプリは、上記申請サイトの画面右下にある「App Store」または「Google Play」のリンク先からダウンロードします。	

スリランカへ渡航されるお客様へ

スリランカに ETA で入国するためには、以下の条件をすべて満たしている事が必要となります。

条件を必ずお読みいただき、代行登録を依頼される場合は、「スリランカ ETA に関する質問書<観光目的用>」または「スリランカ ETA に関する質問書<業務目的用>」をもちにご記入下さい。

条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合には大使館にてビザを取得してください。

また条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国を拒否される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

スリランカETAで入国するための条件 (2021年10月15日現在)

入国目的	観光: 30日以内の観光、休暇、知人・親族訪問、医療(ヨガ、アユールベエダ含む)、添乗、 スポーツイベント競技・文化的活動への参加 通過: 48時間以内の通過目的 商用: 30日以内の商用、会議、研修等の目的
滞在日数	観光: 1回目の入国から30日間 通過: 入国から48時間 商用: 1回目の入国から30日間
入国回数	観光: ダブル(30日間の中で2回) 通過: シングル(1回) ※二重登録ができないため、往復共に通過の場合は、往路スリランカ出国後に再取得もしくは 観光目的を取得する。 商用: マルチ(30日間の中で複数回)
パスポート (旅券)	・一般旅券所持者のみ(外交・公用旅券所持者は大使館での査証申請が必要) ・入国時6か月以上有効な旅券が必要。
その他	・電子渡航認証申請は入国予定日の90日前から可能となります。 ・入国時にETA承認のコピー、旅券、往復予約済み航空券、滞在資金の提示が求められています。

◆ご自身で取得される場合

申請方法	ETA 登録方法 オンラインによる申請となる。 ◎スリランカ入国管理局 (Electronic Travel Authorization ETA) 公式ホームページ http://www.eta.gov.lk/slvisa/ <1>上記のウェブサイトへアクセスし、必要事項を入力する。 申請料金をクレジットカードで支払う。料金は ETA 公式ホームページで確認する。 ※ただし、ETA の手数料は免除となる場合がある。公式サイトより詳細を確認する。 <2>承認可となった場合、承認が E メールで届く。 E メールが届かない場合でも、ステータスチェックで APPROVED になっていれば渡航可。 リファレンスナンバーのコピーも持参する。 <3>入国時、ETA 承認のコピー、旅券、往復予約済み航空券、滞在期間中の費用を負担できる 証明書を提示する。
------	--

以下の方はETAの取得は不要です。(2020年10月15日現在)

- ・モルディブ・シンガポール・セーシェル籍の方
- ・スリランカとの二重国籍の方
- ・1948年の市民権法セクション5(2)に基づき登録され、スリランカ籍の両親を持つ21歳以上の方
- ・スリランカ籍の両親を持ち、スリランカで生まれ、現在 **スリランカ以外**に住んでいる21歳未満の方

イギリスへ渡航されるお客様へ

イギリスにETA(ビザなし)で入国(通過)するためには、以下の条件をすべて満たしている事が必要となります。
条件を必ずお読みいただき、代行登録を依頼される場合は、「イギリスETAに関する質問書」をもれなくご記入下さい。
条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合にはビザを取得して下さい。
また条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国を拒否される場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

＜イギリスETA 適用のための条件:2025年10月27日現在＞	
対象国・地域	バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ブラジル、ブルネイ、カナダ、チリ、コスタリカ、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、香港、イスラエル、日本、キリバス、マカオ、マレーシア、モルディブ、マーシャル諸島、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア連邦、ナウル、ニュージーランド、ニカラグア、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、サモア、セーシェル、シンガポール、ソロモン諸島、韓国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、台湾(注1)、トンガ、ツバル、アメリカ合衆国、ウルグアイ、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、パチカン市国
入国目的	(1)6ヵ月以内の観光、知人・親族訪問、商用(注2)、短期就学、 (2)3ヵ月以内の Creative Worker Visa(注3)の特例措置に該当する短期就労 (3)6ヵ月以内の許可された有給の契約・イベントへの就労・従事(注3) (4)英国の入国審査を通過する乗継(入国しない乗継の場合は不要) ※以下の場合にはETA 対象外となり査証が必要。 ・有給、無給を問わず英国企業で働く、または自営業として働く(上記(2)(3)に該当する場合を除く) ・頻繁に、または連続して訪れることで長期間に渡り英国に住む
滞在日数	最大6ヵ月以内 ※旅券の有効期限が6ヵ月以下の場合、旅券の有効期限まで滞在が許可される。
パスポート(旅券)	帰国時まで有効なもの ※ETA申請には旅券の人的事項面(顔写真のあるページ)のカラー画像のアップロードが必要です。 その際、歪んだ画像・不鮮明な画像は使用不可となり、申請を進めることができませんので、ご注意ください。 (画像の使用可否は、システム上で機械的に判断されます)
写真規定	JTBへ代行登録ご依頼の際は、カラー証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)1枚が必要です。 裏面に氏名をご記入のうえ、別紙 質問書に貼り付けて下さい。 ①顔の大きさ(頭頂部から顎)が3cmちよほどのもの。 ②申請者本人のみを撮影したもの。 ③輪郭が鮮明で影がないもの。輪郭を隠す長い髪はまとめて下さい。 ④無背景で背景が薄い色であること。(ただし、白色・グラデーションがかかったものは不可。) ⑤正面向き・脱帽の証明写真。 かつ、顔や目を覆っていないもの。(ただし、宗教上・医学的な理由による場合を除く) ⑥申請時3ヵ月以内に撮影されたもの。 ⑦笑顔(歯が見えている)や眉をひそめたもの、目を閉じているものは不可。 ⑧眼鏡は外して撮影されていること。 ⑨サングラスや目にかかる前髪は不可。 ⑩華美な服装やアクセサリーは避けて下さい。 ⑪証明写真機、または写真屋等で撮影されたもの。 (ご自身で撮影された写真をPC等で加工・プリントしたものは不可。) ⑫パスポートの顔写真と異なる写真であること

<p>そ の 他</p>	<p>ビザなしで渡航する要件として、入国時に以下を所持していることが求められる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在目的証明(旅程表、招聘状、入学許可書(現地機関のレターヘッドを使用し、コース名・期間・費用が明記されたもの)等(注4)(注5)(注6)) ・滞在費用証明(英文残高証明書等、滞在費および出国費用を賄えることが証明出来るもの。またはスポンサー等からの資金援助があることを証明出来るもの) ・宿泊手配証明(宿泊予約確認書、寮・ホームステイ先等の証明) ・帰国または第三国への出国証明(航空券予約確認書、乗車券、乗船券等)
<p>注 釈 説 明</p>	<p>(注1) 旅券に台湾の身分証番号の記載がある場合</p> <p>(注2) 活動内容によっては査証取得が必要になるため、詳細は英国ビザ・イミグレーションホームページを参照する。https://www.gov.uk/check-uk-visa</p> <p>(注3) 各条件については、英国ビザ・イミグレーションホームページを参照する。 https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-electronic-travel-authorisation-eta</p> <p>(注4) 研究や科目履修目的の場合、現地機関発行の受入確認書の提示が必要。 在外研究員の英文身分証明書の提示を求められる場合がある。(現在の在籍機関が作成)</p> <p>(注5) 無給の臨床研修または歯科研修に参加する場合、現地機関が発行する受入確認書およびこれまでに同様の研修を英国で受けたことがない旨の確認書の提示が必要。</p> <p>(注6) Creative Worker Visaの特例を満たしてETAで渡航する場合、有効なスポンサーからの証明書の提示が必要。入国自動ゲートの利用不可</p>

◆ご自身で取得される場合

<p>申請方法</p>	<p>申請方法は二通りある。</p> <p><1>ETA 申請ウェブサイトから登録 ◎ETA 申請ウェブサイト https://apply-for-an-eta.homeoffice.gov.uk/apply/electronic-travel-authorisation/how-to-apply</p> <p><2>UK ETA 専用アプリから登録 App Store(Apple)または Google Play store(Android)からダウンロードが可能。 ETA 申請ウェブサイトダウンロード用リンクあり。 ※アプリの場合、デバイスを使って顔写真撮影を行うため、もし代理で申請する場合であっても、ETAを申請する本人がその場にいる必要がある。 申請時には、主に以下のような手続きが必要になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールアドレスの認証 ・旅券顔写真ページのスキャン(写真撮影)またはアップロード ・旅券 IC チップの読み込み(アプリかつ旅券に IC チップがある場合) ・顔写真撮影(アプリの場合)またはアップロード(10歳未満の申請者は不要) ・電話番号、現住所、別の国籍の有無、仕事の有無、犯罪・戦争やテロへの関与歴、(18歳未満の場合)親権者の連絡先などいくつかの質問への回答 ・ETA 申請料金の支払い <p>申請後審査結果は E メールで通知される。</p>
-------------	---

以下の方は ETAの取得が不要です

- ・英国籍者、アイルランド国籍者
- ・英国またはアイルランドとの二重国籍者(英国またはアイルランドの旅券で入国)
- ・British overseas territories citizen passportで渡航する場合
- ・British National (Overseas) passportで渡航する場合
- ・アイルランドの合法的な居住者で、ETA対象国籍かつアイルランド、ガーナジー島、ジャージー島、マン島のいずれかから英国に入国する場合

～ご出発前のご案内～【重要】

- ご契約前に、販売個所がお渡し・ご案内させていただく、外務省海外安全情報をご確認ください。
- 最新情報、発出地域の地図、現地の治安状況などは、【外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>】でご確認いただけます。
- 契約後、ご出発までの間に該当国・地域に新たな情報が発出される場合があります。
時間的な余裕がない場合等ご案内できない場合もございます。ご出発に際し、お客様ご自身で外務省海外安全ホームページをご確認ください。
- 旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や、緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」アプリへのご登録をお勧めします。



1. 「危険情報」・「感染症危険情報」

危険情報・感染症危険情報は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に外務省が発出する情報で、最新の現地危険情報の詳細と安全対策の目安が示されています。

種別	危険情報	感染症危険情報	ツアー催行について	
			企画旅行（募集型・受注型）	手配旅行
レベル1 十分注意してください	当該国（地域）への渡航・滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるようにすすめるもの。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	<p>原則として『通常どおり催行』します。 （取消料対象期間に取消される場合はお取消料を申し受けます。）</p> <p>ご旅行参加中に情報が発出された場合について 催行個所が添乗員または現地幹旋個所を通じて速やかに外務省危険情報をお渡し・ご案内します。 催行個所及び現地幹旋個所は安全情報の入手に努め、必要に応じ十分な対策を講じた上で旅行を催行します。</p>	お客様に旅行を実施または継続するか否かの判断をしていただきます。 また、お取消料、ご変更に伴う費用等が生じる場合はお客様のご負担とさせていただきます。
レベル2 不要不急の渡航は止めてください ※感染症危険レベル2地域限定で、実施する場合がございます。その際には、参加の皆様には、JATAガイドライン、運用書に従って参加いただきます。	当該国（地域）への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には、十分な安全措置を講じることをすすめるもの。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等	<p>原則として『催行中止』といたします。 場合により、催行中止の期間を定めることがあります。</p> <p>ご旅行参加中に情報が発出された場合について 速やかに次により対応いたします。 ア) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、外務省危険情報をお客様にお渡しの上ご説明いたします。 イ) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかにご旅程の変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じます。ご旅程の変更などに伴う費用はお客様のご負担となります。 その後、独自に安全確認と情報収集を行い、十分な安全措置が取れると判断した場合は、お客様に外務省危険情報および安全措置の説明を行った上で旅行を実施いたします。</p>	<p>【取扱いについて】</p> <p>レベル2： ご旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様（ご契約責任者）となります。</p> <p>レベル3： ご旅行を実施または継続するか否かの判断は、お客様（ご契約責任者）となります。</p>
レベル3 渡航は止めてください（渡航中止勧告） ※感染症危険レベル3地域限定で、一部例外的な取扱がございます。	当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ延期するようすすめるもの。また、現地に滞在している邦人に対しては退避の可能性の検討や準備をすすめるもの。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。	<p>『催行中止』といたします。</p> <p>ご旅行参加中に情報が発出された場合について 速やかに次により対応いたします。 ア) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、外務省危険情報をお客様にお渡しの上、ご説明いたします。 イ) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかにご旅程の変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じます。ご旅程の変更などに伴う費用はお客様のご負担となります。</p>	<p>レベル4： お取扱いたしません。</p> <p>【取消料・変更費用】 レベル2～4： 取消、変更などに伴う費用はお客様のご負担とさせていただきます。</p>
レベル4 退避してください 渡航は止めてください（退避勧告）	現地に滞在している全ての邦人に対して当該国（地域）から、安全な国（地域）への退避（日本への帰国も含む）を勧告するもの。	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。	<p>『催行中止』といたします。</p> <p>ご旅行参加中に情報が発出された場合について 速やかに次により対応いたします。 ア) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所を通じて、外務省危険情報をお客様にお渡しの上、ご説明いたします。 イ) 催行個所は、添乗員または現地幹旋個所と協議の上、速やかにご旅程の変更を行い、当該地域から離れるよう措置を講じます。ご旅程の変更などに伴う費用などはお客様のご負担となります。</p>	※国家事件等、一部例外的な取扱がございます。

2. スポット情報

スポット情報は、いずれも渡航・滞時の安全対策やトラブル回避の観点から知っておく必要があると思われる情報を、速報的に個別に提供することを目的としています。情勢によっては、危険情報のレベルの引き上げに繋がるものもあります。

外務省分類例	ツアー催行について	
	企画旅行	手配旅行
<ul style="list-style-type: none"> ■治安の急速な悪化 ■突発的な事件 ■自然災害の発生 ■感染症の発生 ■法制度の改正 ■特定犯罪の増加 ■テロの可能性の高まり 	<p>原則として通常どおり催行します。 （取消しされる場合はお取消料を申し受けます。）</p>	<p>該当地域へ旅行の実施または継続するか否かはお客様のご判断となります。 （取消しされる場合はお取消料を申し受けます。）</p>

※弊社は、上記の「外務省分類例」の中から安全対策上重要な情報をご旅行日程に含まれる「観光コース」において発出された場合にご案内いたします。

3. 広域情報

広域情報は、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事案が生じた際に注意をよびかけるものです。

外務省分類例	ツアー催行について	
	企画旅行	手配旅行
<ul style="list-style-type: none"> ■国際テロ組織の動向 ■防犯対策 ■国際的な犯罪事件 ■感染症等の広域発生 	<p>原則として通常どおり催行します。 （取消しされる場合はお取消料を申し受けます。）</p>	<p>該当地域へ旅行の実施または継続するか否かはお客様のご判断となります。 （取消しされる場合はお取消料を申し受けます。）</p>

※弊社は、上記の「外務省分類例」の中から安全対策上重要な情報をご旅行日程に含まれる「観光コース」において発出された場合にご案内いたします。

その他 安全・衛生に関する大切な情報について

! お客様ご自身でご確認ください

海外安全情報について

お申込の際に海外安全情報に関する書面をお渡しいたします。渡航先によっては、契約後、ご出発までの間に「外務省海外危険情報」、「スポット情報」、「広域情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。極力お客様にはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認ください。

外務省海外安全ホームページ

検索

URL ▶ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

訪問国検索方：下記の「国・地域名からの検索」に訪問国を入力して検索してください

- 各国のページには、安全情報(危険・スポット・広域)を含む、滞在中における大切な情報が掲載されています。不要なトラブルに巻き込まれないためにも、お客様ご自身で必ずご確認ください。

～大切な情報は5つあります(国により異なります)～

危険・スポット・広域情報	渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報をお知らせするものです。各国ごとのページにおいて、危険情報のレベルは地図上に色分けして表示されています。スポット・広域情報は、発出内容ごとに画面に記載されています。
安全対策基礎データ	防犯・トラブル回避に役立つ各国・地域の基礎情報です。各地の犯罪発生状況、代表的な犯罪手口、防犯対策のほか、査証・出入国審査等の注意事項、風俗・習慣の特色などをお知らせするもので、滞在時の安全に関する必要な情報が詳細に記されています。
テロ・誘拐情勢	安全確保の参考としていただくため、その国のテロに関する概要をお知らせするものです。
安全の手引	在日本大使館、在日本国総領事館作成の、在留邦人に向けた滞在中のご案内です。
医療事情	各国・地域の衛生・医療事情一般、かかり易い病気・怪我、健康上心がける事、予防接種、現地の病院案内等、健康に関する必要な情報が詳細に記されています。

医療・健康・感染症・衛生関連情報について

海外で流行している感染症情報、各国の医療事情については、以下のホームページよりご確認ください。

【外務省ホームページ(外務省が提供する医療・健康関連情報について)】

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html

●医療情報・流行している感染症情報は、外務省海外安全アプリからもご確認くださいませ。

●国・地域別感染症流行状況・予防方法・体調が悪くなった場合の対応、滞在時の注意、予防接種については

【厚生労働省検疫所ホームページ(海外渡航者のための感染症情報)】

<http://www.forth.go.jp/>の「国・地域別情報」および、「お知らせ」で最新情報をご確認ください。

トラベルクリニックについて

トラベルクリニックとは海外旅行者のための専門医療施設です。このクリニックを出発前に受診していただくと、現地医療情報の提供や各種ワクチンの接種、薬剤の処方などを受け取ることができます。また、健康面での不安のある方には、健康診断や滞在中の健康指導なども提供してくれます。さらに、帰国後に下痢や発熱などの症状がある方については、検査や治療も行っています。海外旅行を楽しむためには健康面の備えが欠かせません。こうしたサポートをトラベルクリニックで受けてください。

トラベルクリニックの所在地については下記のホームページをご参照ください。

日本渡航医学会推奨トラベルクリニックリスト

トラベルクリニックリスト

検索

URL:<http://jstah.umin.jp/O2travelclinics/index.html>



植物検疫情報について

植物防疫法により、植物を日本へ持ち込むには輸出国政府機関により発行された検査証明書(Phytosanitary certificate)を添付して、輸入検査を受ける必要があります。

※検査証明書が添付されていない植物は、植物防疫法に基づき廃棄処分となります。

※検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査を受けなかった場合は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる場合があります。

植物検疫および、帰国時の対応に関する情報は以下のホームページよりご確認ください。

【植物防疫所ホームページ】 <http://www.maff.go.jp/pps/>

【海外旅行から帰国する前の重要なお知らせ】

●検査証明書について <http://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

●植物検疫制度について <http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/japanese.html>

動物検疫情報(家畜等の病気の日本への侵入を防止するための検疫)について

海外の多くの国・地域では家畜の伝染性疾病である口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生・流行しており、注意が必要です。動物検疫および、帰国時の水際対策に関する情報は以下のホームページよりご確認ください。

【動物検疫所ホームページ】肉製品などのおみやげの日本持ち込みについて

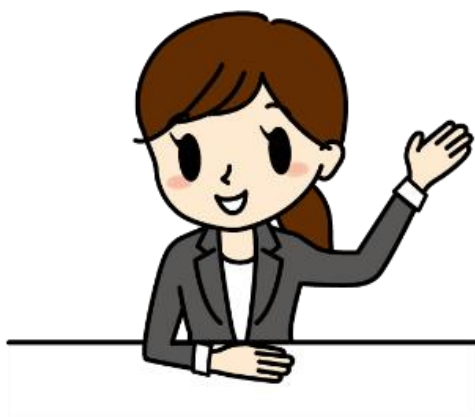
<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aa2.html>

【動物検疫所ホームページ】海外旅行から帰国したら

～畜産関連施設への立ち入り・家畜に接触した方の動物検疫カウンターへの立ち寄りについて～

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

旅をより快適に お過ごしいただくために



- 自宅でゆっくりおみやげを選ぶ …▶ JTB世界のおみやげ宅配システム
- もっとおトクに旅を楽しむために …▶ JTB旅カード
- 事前にお金の心配をなくしたい …▶ JTBの外貨両替
- もっと旅に安心と安全を …▶ JTB海外旅行保険
- 海外でのインターネット接続に …▶ レンタルWIFI

い・ま・ど・き!

5く5く♪

スマホで簡単注文♪



海外おみやげは事前購入!!

見落としがちな… 旅行中のお悩み **あるある!**

QRコードは楽天アンソールウェブの登録画像です

あるある1
おみやげ探しでせっかくの自由時間が足りない!

あるある2
おみやげが増えすぎて入らない!

あるある3
ビンが割れている! チョコが溶けてる! あれ、おみやげが足りない!

スマートで快適な旅行をサポート!
おみやげは持ち帰るから届けてもらうへ!!

おみやげは自宅でネット注文! 便利な宅配サービス!



START

スマートフォンからのご注文方法



STEP1

上記の二次元コード
を読み取り!
ほしい商品を検索

Search

STEP2

- ご注文情報の入力
1. お客様情報
 2. お届け先情報
 3. お支払い方法
 4. お届け日時

STEP3

ご注文情報の確認
お支払情報の登録

ご本人確認のため
クレジットカードの
2段階認証が必要です

SOUVENI
世界の土産

WORLD SHOPPING PLAZA



おみやげ探しは、ここで決まり!

JTB旅カードなら安心&おトクな旅へ

ここがおすすめ! 海外旅行に行くなら、JTB旅カードは必携!

① 海外旅行保険

JTB旅カードの海外旅行保険が自動付帯されているので、JTB旅カードに加入しているだけで保険の対象に。提携病院ではキャッシュレス*で治療が受けられるのも魅力です。もちろん、家族カードも同様の補償が受けられます。

*会員資格確認のため時間を要する場合や治療費を立替していただく場合があります。



② 万が一、紛失・盗難にあっても安心

現金はなくても補償はされません。クレジットカードであれば、紛失・盗難後、カード会社に連絡し、カードの利用を止めることができます。万が一、不正利用をされても、届け出から60日前までさかのぼって補償されるので安心です。



③ ショッピングカード保険/お買物安心保険

海外でのショッピングも、JTB旅カードで購入すれば、万が一破損した場合も補償されるので、安心してお買い物ができます。
*一部自己負担額があります。



④ 電子渡航認証等の申請費用の支払い

米国へ渡航する際に必要な「ESTA」等、事前に電子渡航認証取得が必要な場合は、その費用支払いにクレジットカードが必要です。



⑤ ホテルチェックイン時のデポジット

ホテルのチェックイン時やレンタカー申し込み時、デポジット(保証金)としてクレジットカードの提示を求められることがあります。クレジットカードを1枚持っていることこれらの手続きがスムーズです。



カードラインナップ



**JTB旅カード
JCB GOLD**
発行会社:株式会社ジェーシービー



**JTB旅カード
JMB**
発行会社:株式会社ジェーシービー



**JTB旅カード
Visa ゴールド**
発行会社:三井住友カード株式会社



**JTB旅カード
Visa/
Mastercard**
発行会社:三井住友カード株式会社

カード利用ポイント積算率	1.5%	1.0%	1.5%	1.0%	
ご旅行出発ポイント積算率 (JTB各店舗利用)	0.5%*1				
ご旅行出発ポイント積算率 (JTBホームページ利用)	0.5%または1.0%*2				
年会費	本会員	16,500円(税込)	2,200円(税込)	16,500円(税込)	1,760円(税込)
	家族会員	1名様無料 2人目より1名様につき 2,200円(税込)	1,100円(税込)	1名様無料 2人目より1名様につき 2,200円(税込)	550円(税込)

今回のご旅行でポイントがこんなにたまる!

例) JTB各店舗にて、ご旅行代金30万円×2名様分を、JTB旅カード JCB GOLDでお支払いになった場合

項目	ポイント還元率	たまるポイント
JTB旅カードでのお支払い	1.5%	9,000 円相当 (毎月15日締め、翌月10日に積算)
ご旅行の出発	0.5%*1	3,000 円相当 (旅行出発日の翌日から起算して15日目に積算)

さらにお得な
新規入会
キャンペーン実施中!
詳細はスタッフへ

なんとこんなにおトク! ポイントの合計**12,000**円相当



*1: JTB各店舗では10,000円ごとに50ポイント(10,000円未満切捨て)

*2: JTBホームページでは事前払いの国内旅行(手配旅行)は100円ごとに1%、それ以外の旅行商品は100円ごとに0.5%

カード利用ポイントは毎月15日までのご利用分を翌月10日に、ご旅行出発ポイントは旅行出発日の翌日から起算して15日目に積算します。

(ご旅行出発ポイントは一部対象外商品(旅物語など)あり)カードの入会に際しては所定の審査があります。

トラベックス 外貨宅配サービス

オンライン注文なら、その日のレートで注文可能
今なら、300円割引キャンペーン実施中！

右の JTB 専用ページよりすべての必要情報をご入力後、最後のご注文内容確認画面にて「プロモーションコード」をクリックのうえ、ご入力ください。
有効期限：2026年3月31日



プロモーションコード **JTB300**

特徴

オンライン注文後、2～3営業日でご自宅へお届け。当日、空港で並ぶことなく外貨を事前に準備できます。トラベックス店舗でもお受け取りいただけます。

<p>マイルがたまる！ 全日本空輸、日本航空のマイルが両替金額に応じてたまります。</p>	<p>簡単・便利！ 365日いつでもご注文いただけます！</p>	<p>クレジットカードで外貨購入が可能！ Mastercard®、ライフカードでの外貨購入も可能。</p>
--	---	--

購入方法



トラベックス外貨宅配サービスの概要

通貨の種類	約30通貨 <small>※現在取扱い可能な最新の通貨一覧はHPをご確認ください</small>	お支払い	日本郵便の代金引換、銀行振込、クレジットカード (Mastercard®、ライフカード)	
適用レート	ご注文時のオンラインキャッシュレート	注文金額	1回の注文金額	1万円以上30万円以下
お申込み	365日24時間いつでもご注文いただけます		各通貨の最低注文額	1万円以上
お受け取り場所	ご自宅、トラベックス店舗	送料	金種または枚数のご指定	できません
お受け取り日	ご自宅受取りの場合、お受け取り日は選択できません ご注文受付後に外貨を発送いたします トラベックス店舗受取りの場合は、注文画面にてご確認ください (お届け先地域、天候・交通事情等の配送上の事由等により予定到着日時より遅れが生じる場合がございますので、日程に余裕を持ってお申し込みください)		過去30日間の注文限度額	150万円相当まで
		注文金額が10万円未満	990円(税込)	
		注文金額が10万円以上	無料	
		代引き手数料	代金引換支払いのみ	330円(税込)

余った外貨はトラベックス店舗もしくは外貨郵送買取サービスでもお買取しています。詳しくはホームページよりご確認ください。
※ JTBとトラベックス社の提携により、トラベックスの外貨宅配サービスをお申込み頂けます。

- 両替総額(非課税)から300円割引します。
- オンライン注文完了前にコードを入力いただく必要があります。(事後申請は受付できません)
- 本クーポンは、その他の割引や特典との併用はできません。
- 本クーポンの有効期限は2026年3月31日です。
- トラベックスジャパンは予告なく本クーポンの内容を変更/中止する場合があります。



JTBからの大切なお知らせ（重要）

JTBで海外へご旅行のお客様には、外務省からのご案内のとおり
お客様のご旅行先での予期できないトラブルへの備え、
安全配慮の観点から、ご出発に際しては、
必ず海外旅行保険へのご加入をおすすめいたします。

外務省 海外旅行保険加入のおすすめ

検索

保険のご加入について

JTBでは海外旅行保険についてお客様のご意向を確認する「ご加入確認」を実施しています。

JTBではJTBグループのジェイアイ傷害火災保険株式会社の海外旅行保険「ATTENDあてんど」をおすすめしています。

お客様のご意向により、JTBの推奨商品をご契約されない場合、または後日改めてご検討される場合は、お手数ではございますが「ご加入確認」への回答を必須とさせていただきます。

JTBの推奨商品のご契約またはご加入確認への回答は、
二次元コードまたは下記URLからお進みください。



PCの方はこちらから ▶▶

<https://na2.hubs.ly/H013Zyh0>

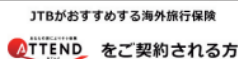
スマートフォンの方はこちらから ▶▶



お手続きの流れ

◆JTBがおすすめする海外旅行保険を契約する場合

画面内の



をクリック ▶▶

ご契約手続きに進みます。

◆任意の海外旅行保険を後日改めて検討する場合

画面内の

任意の海外旅行保険を
後日改めて検討する方

をクリック ▶▶

検討中の登録に進みます。

◆JTBがおすすめする海外旅行保険を契約しない場合

画面内の

JTBがおすすめする
海外旅行保険をご契約されない方

をクリック ▶▶

ご加入確認の回答に進みます。

JTBなら！パソコン・スマホ操作に自信がない方も安心！

誰でも簡単にご入力いただけるよう、

「音声ガイダンス付きかんたん入力サポート」を

ご利用いただけます。

JTBがおすすめする海外旅行保険

ATTEND をご契約される方

ここをクリック ▶▶

PC・スマホ操作に自信のない「ATTENDあてんど」のお客様はこちらから >

「ATTENDあてんど」のご案内

(保険期間31日以内の観光・その他、商用)

現地駆け付けサービス



サービス対象都市*で、以下の①～⑤のトラブルが発生し、お客様からのご依頼を受けた後、ジェイアイが手配するスタッフが駆け付け、通訳サービスを提供いたします。

- ①ケガ・病気で3日以上入院したとき
- ②3日以上入院で救護者が現地に赴くとき、救護者の滞在中に対応が必要なとき
- ③パスポートの盗難・紛失で在外公館に行く必要があるとき
- ④通貨の盗難に遭い、警察に行く必要があるとき
- ⑤ホテルでの水濡れ事故など、損害賠償責任が発生したとき

*サービス対象都市: ①、②: Jiデスク所在の36都市
③～⑤: ホノルル、ソウル、台北、シンガポール、香港、ローマ、バルセロナ、パリ、ニューヨーク、バンクーバー、シドニー

海外旅行総合費用補償



海外での高額な医療費用や急な入院。賠償責任や身の回りの盗難。予期せぬアクシデントの際の必要な補償を幅広くご提供します。

幅広い補償対象

ケガや病気のトラブル

治療・救済費用 責任開始前疾病 緊急歯科治療費用

入院一時金

持ち物のトラブル

携行品損害 通貨盗難

航空機などの交通機関のトラブル

旅行事故緊急費用 海外地震等保険金

その他のトラブル

個人賠償責任 弁護士費用等 日本語ガイド等費用

おすすめオプション

旅行キャンセル費用 (支払事由拡大型)

所定の事由により旅行をキャンセルした場合に、取消料・違約料などで旅行者に支払った費用等を補償します。

<補償事由例>

3日以上入院 インフルエンザ感染 空港までの交通機関の連休

以下の場合には補償しません

- 日本国内における地震・噴火、これらによる津波
- 既に入院を開始していた場合 など

*補償内容の詳細やその他の補償事由につきまして、Webサイトにてご確認ください。

海外36都市のJiデスク

現地の事情に精通したスタッフが日本語でご対応いたします。

- ・各種旅行情報のご提供や予約・手配
- ・ご旅行中の病気やケガなどのトラブルのご相談

ホノルルラウンジ
2025年12月現在の内容であり、デスク数や所在地が変更になる場合があります。デスクの最新情報は、Jiスマートガイドでご確認ください。

ヨーロッパ	アジア	北米
● ロンドン ● パリ ● ローマ ● フランクフルト ● バルセロナ	● 香港 ● 北京 ● 上海 ● ソウル ● 台北 ● シンガポール ● クアラルンプール ● バンコク ● ホーチミン	● ハノイ ● シェムリアップ ● ジャカルタ ● パリ ● マニラ ● セブ
オセアニア	ミクロネシア	中南米
● シドニー ● ゴールドコースト	● ケアンズ ● オークランド	● ホノルルラウンジ ● ロサンゼルス ● サンフランシスコ ● ラスベガス ● ニューヨーク ● バンクーバー ● トロント

Jiスマートガイド 海外からのご連絡・ご相談はJiスマートガイド

1 海外どこからでもWi-Fiがあれば、1タップで電話可能!
ポケット型Wi-Fi、フリーWi-Fi等のデータ回線経由でジェイアイに電話できます。

2 キャッシュレス提携病院をカンタン検索! Google Maps連動!
キャッシュレス提携病院をアプリから検索できます。

3 Web完結の保険金請求が可能!
Webで完結する保険金請求が可能です。

ダウンロード方法(無料)

各ストアから渡航前にダウンロードしてください。



Jiスマートガイドで検索!

*スマートフォンからのみ。契約者様は必ずダウンロード!
*環境により海外でもダウンロード可能な場合があります
*出発前のダウンロードをおすすめします。

マイページのご案内

マイページは、保険契約に関する様々なお手続きが可能な保険契約者様専用サイトです。

▶ マイページのご利用・ログインには、メールアドレス・パスワードの登録が必要です。登録されませんとご利用いただけませんのでご注意ください。

各種書類のPDF作成・印字

保険期間の延長/短縮

保険金請求

マイページ割

以下の書類のPDF作成・印字が可能

帰国日の変更による保険期間の変更手続き

ご旅行中でも保険金請求がWeb上でお手続き可能

弊社マイページ登録のあるお客様が再度ご契約いただいた場合、保険料を3%割引いたします。

- 契約内容について
- 付保証明書 (7か国語/3通貨)
- 保険料領収証
- 万一の事故時にご連絡いただく連絡先
- 海外旅行保険 保険金請求書
- 海外サービスのご案内



ケガや病気による入院など、ご請求内容によりWebからの保険金請求手続きを承れない場合には、お電話や請求書類の郵送にてお手続きを承ります。

マイページ割の適用条件

- お申込み時点で、以下の全ての条件にあてはまる場合、割引を適用いたします。
- マイページをお持ちであること
 - マイページに保険期間が終了している「リスク細分型特定手続用海外旅行保険」があること
 - マイページユーザーの方が契約者となり「リスク細分型特定手続用海外旅行保険」をご契約いただくこと

お申込みにあたって

- ・このチラシは、リスク細分型特定手続用海外旅行保険についてご案内したものです。
- ・リスク細分型特定手続用海外旅行保険の詳細につきましては、Webサイトをご覧ください。弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- ・弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 16階
https://www.jihoken.co.jp

取扱代理店

株式会社JTB 前橋けやきウォーク店
〒371-0801群馬県前橋市文京町2-1-1
けやきウォーク前橋2階

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

☎0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

よくあるご質問▶https://www.faq-ins.jp/?site_domain=jihoken-ota



\\ 何台でもお得! \\

グローバルWiFiといく

海外渡航

安心の定額制 & 200以上の国と地域で利用可能!



複数人での利用もOK! グローバルWiFiを海外旅行に持っていくとこんなに便利!

SNSもバッチリ!



InstagramやTwitterなどのSNSを使えば、リアルタイムで思い出をシェア出来ます。

MAPもスイスイ!



街の人気スポットを探して行き方を調べたいときや、慣れない土地で道に迷った時も安心。

連絡もリアルタイムで!



LINEやSkypeなどの無料通話アプリを使えば、いつでも同行者や日本の家族に連絡が出来ます。

ネット検索もサクサク!



移動中にスマホでネット検索。人気のレストランも空き時間に予約出来ます。

JTB前橋けやきウォーク店お客様特典

WiFiルーター付きツアーをお申込みで2台目以降のWiFiルーターをご検討の方にもおすすめ!



QRコードから簡単にお申込み!



ご利用料金 20%OFF! 受渡手数料 無料

step1

お申込み



Webからのお申込み。

step2

機器のお受取



国内空港または宅配でお受取。

step3

現地でご利用



現地で快適インターネットをお楽しみください。設定もカンタンです。

step4

ご返却



国内空港または宅配でご返却。

グローバルWiFiがお客様に選ばれる理由！

☑ ご利用用途に合わせて選べる豊富なプラン！

台湾・中国・マカオ・シンガポール・フィリピン・タイ・韓国・香港・マレーシア・インド・ベトナム

通常プラン 1日 670円 ～	大容量プラン 1日 970円 ～	超大容量プラン 1日 1,170円 ～	無制限プラン 1日 1,870円 ～
---------------------------	----------------------------	-------------------------------	------------------------------

Guam・サイパン・アメリカ本土・ハワイ・オーストラリア・アラブ首長国連邦・ヨーロッパ主要国

通常プラン 1日 970円 ～	大容量プラン 1日 1,070円 ～	超大容量プラン 1日 1,370円 ～	無制限プラン 1日 2,070円 ～
---------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------

※上記エリア以外にも、世界200以上の国と地域に対応しています。その他の国の料金についてはお問合せください。

プラン種類

通常プラン 1日あたり 300MB

大容量プラン 1日あたり 600MB

超大容量プラン 1日あたり 1.1GB

無制限プラン 1日あたり 制限なし!

使用データ容量目安：
超大容量プラン (1.1GB) の場合

- WEB閲覧 約1,400ページ
- マップ検索 約2時間50分
- LINE(トーク) 約28,000通
- Instagram(閲覧) 約1時間10分

☑ 受取返却可能空港 拠点数業界最多クラス！

- 20 空港
- スマートピックアップ
- 宅配
- コンビニ受取

選べる受取返却方法は人気の秘訣♪

20空港で受取可能！さらに、カウンターに並ばず受け取れる「スマートピックアップ(受取専用ロッカー)」を一部空港で導入！もちろん、前日宅配受取も可能です。

【受取返却可能空港】

成田/羽田/関西/伊丹/中部/新千歳/旭川/仙台/新潟/小松/静岡/福岡/宮崎/大分/那覇※以下ロッカーのみ：鹿児島/北九州/みやこ下地島/熊本/広島

WiFiルーター付きツアーをお申込みの皆さんにもおすすめ！

グループ旅行中も個人行動がしたい！でも無料WiFiルーターはグループで1台...こんな時は店舗特典で2台目をお申込みすると便利！

JTB前橋けやきウォーク店お客様特典

QRコードから簡単にお申込み！



ご利用料金 **20%OFF!** 受渡手数料 **無料**



株式会社ビジョン
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
新宿イーストサイドスクエア8階

お問い合わせ先

☎ 0120-261-259

24時間受付
英語・PHS
もOK

※電話でのお申込みに関しては、予めWEBサイトでの会員登録が必要となります。※本サービスの提供元は株式会社ビジョンとなります。

持ち物チェックリスト

海外旅行持ち物チェックリスト

必需品

パスポート	身分証明書です、番号は控えておいて(コピーも)
Eチケット控え	出発日時、航空会社、便名、ルートを確認
現金(日本円・外貨)	万に備えて分散収納を
クレジットカード	海外で使えるカードを数種用意を
海外旅行保険証	万一の盗難、病気、事故災害などに備えて
国際免許証	レンタカーの利用に必要、国内免許証も一緒に
常備薬	旅先でも安心出来る準備を
携帯電話	渡航先が通話可能か事前確認しておきましょう
WiFiルーター	街歩きの際のインターネット利用に

手荷物

スーツケース	丈夫で鍵のしっかりした少し大きめサイズを
スーツケースベルト	空港などでの目印や安全のために
ネームタグ	同じカバンで迷わないように
機内持ち込みバッグ	利用航空会社に持ち込みサイズの確認を
折りたたみバッグ	おみやげが増えたときに重宝
機内持込ビニール袋	機内に液体物を持込む場合に必要です

飛行機内

スリッパ	機内でホテルでリラックス
空気枕	首も疲れずスヤスヤ、時差ボケ防止にも
アイマスク	機内で安眠できるように
耳栓	飛行機のエンジン音や耳鳴りをカット

ホテルでの滞在用品

ドライヤー	国内外両用の自動電圧切換式が便利
シェーバー	乾電池式のものコンパクトで使い易い
トラベルポット	お茶やインスタント食品に使用して便利
コンバーター(変圧器)	日本製の電化製品を使用する場合に必要、出発前に要チェック、訪問国に合わせて用意を
プラグセット	
充電器	カメラや携帯などに
洗面用具	携帯しやすいコンパクトなものを
救急セット	ケガの応急処置に
洗濯セット	長期旅行の必需品
ソーイングセット	ちょっとした衣類等の修繕に便利
ビニール袋	大・中・小があると便利
目覚まし時計	団体行動に遅刻は厳禁
日本食	ホッとしたい時にはやっぱり日本食

街歩き

貴重品入れ	パスポートやカード、お金を無くさないように
筆記用具	トラベラーズチェック、出入国書類の記入用に
地図・ガイドブック	取り出しやすいところに、会話集も忘れずに
消毒・除菌シート	除菌はもちろん、おしぼり代わりに
手指消毒スプレー	携帯用と予備の詰替えタイプを準備
電卓	両替、買い物の役に立つ
傘・雨具	かさばらない折りたたみのタイプを一つ

足りないものはこちらから！旅行用品オンラインショップ「WORLD SHOPPING PLAZA」



国際線の客室内への液体持込制限についてのお知らせ

国土交通省の指示により、「国際線の客室内への液体物持込制限」が実施されております。お客様のご理解とご協力をお願いします。

液体物(ジェル及びエアゾールを含む)を手荷物として客室内に持ち込む際の制限であり、受託手荷物には適用されません。

- すべての液体物は、100ミリリットル以下の容器に入れます。
(100ミリリットルを超える容器に100ミリリットル以下の液体物が入っていてもいけません。)
- それらの容器をジッパー付の容量1リットル以下の透明プラスチック製の袋に余裕をもって入れます。
- 旅客1人当たりの袋の数は1つのみとします。(プラスチック製の袋を、検査場において検査員に提示してください。)
- 医薬品、ベビーミルク/ベビーフード、特別な制限食等については、適用除外です。
(機内で必要な量に限り適用除外となりますので、検査員まで申告願います。その際、医薬品については、処方箋の写し、薬袋、医師の診断書等の提示をお願いします。)
- 手荷物検査を効率的に実施するため、上記プラスチック袋及びラップトップコンピューター等電子機器はバックから取り出し、上着類は脱いで別々に検査員に提示します。
- 保安検査後の免税店等で購入した酒類等は機内持込が可能です。ただし、国際線に乗り継ぐ場合は、検査の際に、その国のルールに従い没収される可能性がありますので、事前に搭乗する航空会社に確認をお願いします。

国際線の客室内への液体物持込制限について(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000006.html

機内持ち込み・お預け手荷物における危険物の代表例

航空法では爆発のおそれがあるもの、燃えやすいもの、その他人に危害を与え、または他の物件を損傷するおそれのあるものを「危険物」とし、航空機による輸送及び航空機内への持ち込みを禁止しています。

例) 引火性ガスあるいは毒性ガスを使用しているスプレー類、モバイルバッテリー

リチウムイオン電池(ワット時定格容量制限を超えるもの)、喫煙用オイルライター(オイルタンク式)

瞬間冷却剤、加熱式弁当

また、刃物類等ハイジャック・テロに「凶器」として使用されるおそれがあるという観点から機内持ち込み手荷物として機内への持ち込みができないものもあります。例) ペーパーナイフ・カッター・缶切り・ピンセットなど

※平成29年7月1日より変更するルール(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr2_000007.html)

ご旅行前に、国土交通省のホームページなどでご確認いただくことをおすすめします。

国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/policy/index.html#bar17>)

MEMO

~HAVE A NICE TRIP~



ご不明な点がございましたら、
お申込店舗へお問い合わせください。